

可認局遞驛

明治二十年四月二日發兌

第壹
年級

英吉利法律講義錄

第二拾九號

英吉利法律學校

目次

○訴 訟 法

(號第二十六續キ)

法をりすとる學士

增島六一郎
石山彌平筆記

○羅馬法沿革史

法 學 士

澁谷 慥爾
畔上啓策筆記

○論 理 學

(號第二十六續キ)

文 學 士

坪井九馬三
畔上啓策筆記

○質

問

(號第二十七續キ)

次ニ出訴スルニ付テノ手續ヲ述ヘン法律上ニテハ裁判所ニ訴フル前ニ私ノ請求ヲナスコトヲ要セサレトモ先ツ出訴スル前ニ一應ノ掛合ヲナスチ以テ通常ノ手續トナセリ又法律ヲ以テ特ニ定メタルモノアリ即チ代言人ノ代言料ヲ請求スルニハ凡ソ三十日前ニ入費ノ請求書ヲ渡シ三十日經過シタル後裁判所ニ訴フヘキモノトス然レモ被告逃亡スルモノト信スルノ情狀アルキハ直チニ訴フルヲ得ヘシ又戸長警察官又ハ警部或ハ警視官ノ指揮ヲ受クル所ノ巡查ヲ訴フルトキハ其以前ニ出訴ノ旨ヲ報導スルノ規則ヲ設クルコト往々之アリ
已ニ訴訟事件ノ何物タルコト其權利如何ニ存スルヤ否ヲ考ヘ次ニ考フヘキハ依頼人ハ果シテ之ヲ請求スルノ權利アリ之ヲ支フル所ノ事實アリトシテ何人ヲ相手取ルヘキカヲ考フルコト是ナリ
既ニ云フ如ク訴訟ハ何人カヲ引キテ裁判所ニ訴ヲ爲スモノナレトモ

訴フヘカラサル者ヲ加エ訴フヘキモノヲ落スカ如キハ其第一着ヲ誤ルモノニシテ誤リテ訴ヘラレタルカ如キ者ハ直チニ其事柄ヲ以テ答ヘ訴訟入費ヲモ得ヘシ例エハ組合會社私立銀行ノ如キニ至リテハ大ニ注意ヲ要セサルヘカラサルモノアリ即チ法律上一箇人ト見做スモノハ各個人ヲ相手取ラサルモ可ナルヘシ又夫ノ組合社ノ如キモノニアリテハ各個人ヲ相手取ラサルヘカラサレハナリ若シ又既婚婦白痴者癡癲人等ハ夫又ハ友人後見人ニ依ラサレハ訴フルヲ得サレハ也次ニ考フヘキハ其請求スル權利ヲ主張スルニ十分ノ證據アルヤ否之ヲ聞糺シテ證據集メヲ爲スヘシ又假令依頼ヲ受ケタルトスルモ依頼人ノ言ヲ容易ニ信セス即チ依頼人ハ眞實ヲ吐クモノトスルモ敢テ之ノミニ拘ハラズ他ニ尙ホ眞實ヲ探ルコトヲ勉ムヘシ又老練聰明ノ代言人ハ自ラ其探ルヘキ所ノ事實ヲ探クルコトヲ得ヘシ是レ即チ良醫

訴訟法
第二編
第一章

カ一ヲ聞テ十ヲ知ルト同シク實驗アル代言人ハ依頼人ノ述ヘタル事
ニヨリ之ヲ推究シテ証明ヲ助クルノ證據アリヤ否ヤヲ調ヘ之ヲ聚集
シテ遺スコトナキハ蓋シ其長所ノ一ニシテ凡人ノ及ハサル所ナリ
從來日本ノ有様ニテ外國ノ識者ヨリシテ訴訟延滞ノ譏ヲ受クルモノ
ハ其罪タル代言人カ先ツ充分ノ取調ヲ爲サ、ルニアリ其起訴シタル
後證據ヲ聚集スルハ未タ可ナレトモ出庭シタル後ニ於テ對手答辨ノ
都合ニヨリ再答ヲ試ムルカ如キ者多ク若シ出庭當日ニ臨ミ不都合ナレ
ハ病氣届ヲ爲シ機會惡シケレハ延期ヲ爲スヲ以テ常トス是レ裁判上ノ
信用ヲ欠クニ至ル原因ノ一ナリ代言人之ニ與リテ罪アリト云フヘシ
以上ニテ出訴ノ前ニ取扱フヘキ必要ナル手續又ハ出訴ノコトマテチ
説キタリ而シテ是等ハ訴訟法ノ外ニ渉ルノ嫌アルモ時弊默止シ難キ
カ爲メ其要用ナルヲ感シ茲ニ説キ及ヒタリ

訴訟法

五十一

第二章 訴訟人ヲ召喚スル規則

既ニ前學年訴訟法ニテ區別ヲ說キシカ如ク本章ニ於テ英吉利ノ日本
ト異ナルハ英吉利法律ノ手續ニテハ召喚狀ヲ發スルヲ以テ訴訟ヲ始
ムルノ第一着ノコト、ナシ他ノ之ヲ基トスル國ハ皆之ニ倣ヒ第一着
ニ召喚狀ヲ裁判所ニ請フヲ起訴第一着ノ手續ト云フノミナラス其訴
訟ニ關シ始ヲ起スノ手續ナルヲ以テ其爭題トナリ爲メニ判決ヲ要ス
ルニ至リタルモノ少カラサルナリ

既ニ云フ如ク裁判所ハ政府ノ一部ナルモ自ラ進ンテ事ヲ爲スモノニ
アラス例令ハ檢事ノ如キ裁判所ノ官吏ナリト雖モ判事ノ如キ司法官
ニアラス唯國家ノ安寧ト犯罪警察ノコトヲ掌ルノ行政官吏ニ過キス
シテ行政部ヲ代表スル所ノモノナリ故ニ決シテ裁判所ニテハ自ラ其
公訴事件ニ立入り之ヲ始ムルハ其警察探知ニヨルカ又ハ人民ノ請求

召喚狀ノ事

アル告訴ニヨリ其行政職務ヲ盡スト云ニ止ルナリ凡ソ訴訟ヲ爲スニハ訴訟人カ裁判所ニ乞フテ第一着トスルハ一般ニ論シタルモノニシテ英吉利ニテハ召喚狀ニヨリ日本ニテハ訴狀ニ基キ召喚狀ヲ發スルニヨリ被告ヲ管轄内ニ出廷セシムルニアラサレハ少シモ訴訟起ラサルモノナルコトヲ考フレハ只手續ノ異ナル所アルノミ是ヨリ英吉利ノ召喚狀ニヨリ其何物タルコト及ヒ之カ雛形ヲ揭示スヘシ

召喚狀ノ事

英吉利法律訴訟第一着ノ手續トハ即チ召喚狀ニ關スル手續ニシテ訴訟ノ手續中最モ能ク人ノ知ル所ノ者ナリ凡ソ訴訟手續トハ裁判所ニ於テ其管轄權限ヲ實用スル爲メ用ヰル所ノ法式ノ一ナリトス高等裁判所ノ訴訟手續ハ即チ令狀ノ形ヲ以テ成ルモノナリ令狀トハ

或ル事ヲ爲シ又ハ爲サ、ルヲ命命スル爲メ國王ヨリ發スル所ノ命令書ヲ云フ而シテ令狀ハ必ス其命令ヲ受クヘキノ人ニ宛テ、發シ法律ノ定ムル所ノ人其官名ヲ以テ其真正ナルヲ證印スルモノナリ令狀中裁判所ノ發スル令狀一ナラスト雖モ其最モ切要ナルモノハ民事訴訟ヲ始ムル爲メ被告ノ出頭ヲ命スルモノ即チ召喚狀是ナリ故ニ召喚狀ハ令狀ノ一種ナリトス

凡ソ民事訴訟ハ必ス召喚狀ヲ以テ始ムヘキモノトス召喚狀ハ民事訴訟原告ノ請求ニヨリ被告ヲシテ出庭セシメ原告ノ請求スル所ニ答ヘシムルノ目的ヲ以テ國王ヨリ發シタル命令書ナリ而シテ其令狀ハ必ス若シ被告ニ於テ期日ニ出庭セサルキハ欠席裁判アルヘキヲ示ス可キモノトス今其雛形ヲ左ニ掲ク

召喚狀雛形(表面)

千八百八十七年、第何號

高等裁判所「くいんすべんち、でび玄よん」

原告 い某

被告 び某

天佑ニ由リ大貌利顛及愛蘭合衆王國女王及ヒ宗教保護者タルらむ
くとりやヨリ

みどるせつさす州て、すとりーとび某へ

(心得書)

此令狀ノ送達アリタル日ヨリ起算シ八日内ニい某ヨリ訴ヘタ
ル訴訟ニ就キ我高等裁判所「くいんすべんち、でび玄よん」へ汝ノ
爲メ出頭届ヲ爲スヲ茲ニ命ス而シテ若シ汝ニ於テ之ヲ怠ル
コアルキハ原告ハ其手續ヲ續行シ汝ノ出席セサルモ裁判申渡

ヲ受クルコアルヲ忘ルヘカラス

大貌利顛大法官「ばろん」はるすべし茲ニ「ろんどん」てんぶるばしニ
於テ之ヲ證印ス時ニ千八百八十七年十二月五日也

此令狀ハ日附ヨリ十二箇月内ニ送達アルヘシ而シテ若シ其令
狀ヲ改ムルコアルキハ其日附ヨリ十二箇月内ニ送達スヘシ其
後ハ之ヲ送達スルコトヲ得サルモノトス

被告ハ「ろんどん、くいんすべんち、でびじよん」へ自身又ハ其代言
人ヲ以テ出頭届ヲ爲スコトヲ得

(裏面)

原告ノ請求ハ商賣ノ得意ヲ賣ルニ當リテ不實ノ陳述ヲ以テ其
取引ヲ爲シタルニヨリ損害ヲ要償スルニ在リ

千八百八十八 此令狀ハ原告何町い某ノ爲メ同人「そりすとる」ろんどん何町何

番地を某ノ發スル所ナリ

此令狀ハで某千八百八十七年十二月五日原告へ之ヲ送達セリ

で某記名

右ノ雛形ノ如ク召喚狀ノ本文ハ第一ニ其發シタル年月日番號原告名
字ノ頭字ヲ取ル及ヒ頭字ヲ記シ其次ニハ裁判所ノ名ト其部局及ヒ原
被告ノ名ヲ記ス

其次ニハ令狀ヲ被告ニ宛テ其送達アリタルヨリ八日內ニ指示シタル
場所ニ於テ出頭届ヲ爲スヘキ旨ヲ命シ且出頭届ヲナサ、ルキハ原告
ハ其手續ヲ續行シ直チニ裁判申渡ヲ受クヘキ旨ヲ警シ而シテ大法官
ノ名ヲ以テ之カ真正ナルコトヲ證印シ其發シタル日附ヲ記スルヲ以テ
茲ニ本文ヲ畢ル

次ニ心得書ノ部ニ至テ十二箇月內ニ此令狀ヲ送達スヘキコトヲ原告ニ

指示シ且被告ハ其出頭ヲ爲スヘキ場所ヲ示ス

又裏書ニ三種アリ第一、請求裏書ハ被告ヲシテ訴訟ノ何タルヲ知ラシムルカ爲メ其原告請求ノ概畧ヲ示スモノナリ第二、宿所裏書ハ被告ヲシテ明カニ原告ノ誰タルト其代言人ノ何人タルトヲ知ラシムル爲メ令狀ヲ發シタル代言人及ヒ原告ノ宿所ヲ記スルモノナリ而シテ若シ代言人ノ宿所裁判所ヨリ二まいる外ナルキハ訴訟書類往復ノ便ヲ得セシメンカ爲メ其区域内ニアル書類送達ノ宿所ヲ加書セサルヘカラス若シ原告自ラ令狀ヲ發シタルキハ其宿所及ヒ職業ヲ宿所裏書ニ記シ又宿所裁判所ヨリ二まいる以外ニアルキハ書類送達ノ宿所ヲ加書セサルヘカラス

第三ハ送達裏書ニシテ令狀ヲ送達シタル者ニ於テ豫メ存シタル空白ニ其送達ノ日時ヲ記入スルモノナリ而シテ若シ被告ニ於テ受取リタ

ルノ令狀ハ或代言人ノ發シタルモノ、如ク記入アルモ之ヲ疑フノ理由アルキハ先ツ之ヲ問ヒ質スヲ得而シテ果シテ其疑ヒ正シキモノナルヲ判事ニ於テ認ムルキハ訴訟手續ヲ續行スルヲ許サル、ニアラサレハ一切ノ手續ヲ中止スルモノトス

凡ソ召喚狀ハ豫メ印刷シタルノ雛形アリテ新ニ訴訟ヲ起スニ當テハ其文中ノ空白ニ新訴ニ關スルノ事實ヲ記入シ以テ完成ノ召喚狀ヲ得ルモノトス

右ノ雛形ニ記入ヲ爲スニ當リ第一ニ記入スヘキハ訴訟ヲ呈出スヘキノ裁判所ノ部局ニアリトス
却說訴件ノ何物タルヲ按シテ其裁判所ノ中上來示シタル所ノ何ノ部ヘ訴フヘキモノナルヤ即チ裁判所ノ各部ノ管轄ヲ定ムルヲ英國ニ於テハ法令及ヒ古來ノ慣例ニヨリ豫メ一定セルモノナリ而シテ就中

やんせり、でびせよんハ特ニ最モ錯雜シタル事件ヲ管轄スル所ナリ
 今其重モナルモノヲ示セハ左ノ如シ

- 第一、死者ノ遺産ヲ支配スルコト
- 第二、組合商業閉店ノ殘務始末又ハ同業計算帳簿檢査ニ係ルコト
- 第三、書入質ヲ取戻スコト又ハ負債辨償ナキカ爲メニ之ヲ處分スルコト
- 第四、私有不動産ニ賦課シタル年金又ハ子孫養育ノ爲メ不動産ニ賦課シタル年金ヲ判定スルコト
- 第五、差止權ノ屬スル財産ヲ賣却スルコト
- 第六、財産監護ノ事ヲ實行セシムルコト
- 第七、證書類ノ誤ヲ正シ又ハ之ヲ取消スルコト
- 第八、不動産ニ關シタル契約ノ履行請求
- 第九、不動産ヲ賣却シ又共有不動産ヲ分割スルコト

第十、幼年者後見ノ事又ハ其所有財産監護ニ關スルコト以上「ちやんせり」でビズよん」ノ管轄スル所ナレハ右等ノ事件ヲ出訴スルニハ必ス訴狀ニ訴名ヲ附シ且ツ「ちやんせり」でビトよん」部ト題セサルヘカラス

「ちやんせり」でビトよん」ニ於テ管轄スル所ノ訴件斯ノ如ク定マリタル所以ノモノハ必竟古來ノ沿革上ヨリ然ルモノニシテ同部ハ自ラ錯雜ナル性質ヲ有スル訴訟ノ取調ヲナスニ適當ナル機關ヲ備フルニヨルナリ

第五回

今回ハ尙ホ前回ニ續テ裁判管轄ノ事ヲ講センニ次ニ「ぶるべいと」でビズよん」ノ管轄スヘキ事件左ノ如シ

第一、死者ノ財産處分書ハ正當ニ成立シタルモノナルヤ否ヤノ爭訟

第二、死者財産處分人處分權證明書ハ真正ナルヤ否ノ爭訟
 以上二件ハ舊來「ぶろべいと」でびじよんニ屬シタルモノニシテ近來ニ
 至リ其でぶるす、こゝると「及」て、こゝると「ト合併シテヨリ更ニ左ノ事
 件ヲ管轄スルコトナレリ

第三、船賃滞ノ爲メ船賃船舶荷物ヲ差押フルノ訴件

第四、結婚ノ有無及ヒ適法如何及ヒ離縁ニ係ル爭訟

右四件ハ「ぶろべいと」でぶるす、ゑんど、あせみらるでびじよんノ管轄ス
 ル訴件ナリトス

「くいんすべんち」でびじよんニハ前回掲ケタル訴件ノ外刑事其他契約
 ニ關スル損害要償ハ又差押物件ヲ取戻スコト等ニ關スルモノニシテ特
 ニ他部ニ屬セサルノ訴訟ヲ管理スル所ナリ
 又若シ訴訟ヲ起スニ當テ其訴件ノ何部ニ訴へ出ツヘキヤ其管轄ノ判

然セサルキハ先ツ「くいんすべんち」でびじよん」へ持テ出スヲ通例トス
故ニ「くいんすべんち」でびじよん」ハ裁判所ノ他ノ部ヨリ其管轄スル區
域靈口廣キモノトス
上來講シタル所ニテ召喚狀ノ表面へ記入スヘキ事柄ヲ盡セリ次ニ記
入スヘキハ裏書ナリ

召喚狀請求ノ裏書ニ三種アリ第一、略示第二、特示第三、負債及入費裡書
第一、略示裏書 略示裏書ノ例ハ既ニ雛形ニモ示シタル如ク損害要
償ノ場合ニハ何々ニヨリ損害ヲ要求スト略記スル如キヲ云フ
若シ原告自ラ訴ヲ爲スニ非スシテ代人ヲ以テスルキハ其旨ヲ書スヘ
シ
「ぶるべいと」でぼーす、ゑんぞ、おどみらるてい、でびじよん」ニ出訴スルハ
其遺産處分ニ關スルモノナルキハ相續人トシテ出訴スルヤ又ハ遺産

處分人トシテ出訴スルカナ區別シテ記入セサルヘカラス
 第二、特示裏書、特示裏書トハ確定シタル請求金高ノ裡書ヲ云フモ
 ノニシテ確定請求金高トハ譬ヘハ借用證書面ニ何千何百圓也ト明記
 アル場合カ又ハ然ラサルモ請求金高ノ豫メ一定シテ精算若クハ調査
 ヲ經ルキハ相當ノ金額ヲ見積ルヘキモノナルキ概略ノ見積高ヲ記載
 スル場合ヲ云フ
 右ノ場合ニ於テハ請求ノ事柄、日付並ニ其他必要ノ事實ヲ簡略ニ記入
 スルモノナリ
 然レモ私訴犯ノ損害要償又ハ違約損害要償等又ハ或ル引渡スヘキ物
 件ヲ引渡サ、ルカ爲メニ他ヨリ買得セサルヘカラサルカ如キ場合ニ
 於テハ請求金高ヲ特示スルヲ得サルモノトス何トナレハ此等ノ場合
 ニ於テハ豫メ其請求金高一定シ居ラサレハナリ

抑々特示裡書ナルモノハ何等ノ爲メニ設クルヤト云フニ種々ノ利益
アルヲ以テナリ左ニ之ヲ述ヘン
被告ニ於テ若シ召喚狀ニ記入サレタル日付ニ出庭届チナサルキハ
請求高特示ナルキハ原告ハ別ニ請求高ヲ證明セスシテ裁判ヲ求ムル
ヲ得ヘシ是即チ原告ハ事實ノ審明ヲ俟ダスシテ欠席裁判ヲ受クルノ
便利アリト謂フ可シ
又被告ニ於テモ若シ別ニ原告ノ訴狀ヲ請求スルヲ要セスト認ムルキ
ハ直チニ召喚狀ヲ以テ訴狀ニ充ツルヲ得ルノ便アリ
第三、負債及入費ノ裏書、譬へハ小商店ノ賣掛代金ヲ請求スルキ其
代金總高並ニ訴訟入費金高ノ明記アリテ被告一々之ヲ以テ相當ナリ
ト認ムルキハ右全金額ヲ何日迄ニ返却スルヲ原告へ申入レ訴訟ヲ
中止スルヲ得ヘキモノトス

元來特示裡書ヲナスト否トハ原告ノ撰擇ニ任ズト雖モ負債及入費ノ裡書ハ必ス便宜ノ爲メ記入セサルヘカラサルモノトス而シテ此召喚狀ニ記入ノ日限内全金額送付セハ訴訟ヲ中止ス可シト云フ文言ヲモ附記セサル可ラス

被告ニ於テ若シ入費金額不當ナリト思惟スルキハ其取調ヲ裁判所ヘ請求スルヲ得ヘシ而シテ該記入ノ入費高六分ノ一ヲ裁判所ヨリ減セラル、キハ原告ノ「そりすとる」ハ入費取調ノ爲メニ要スル費用ヲ拂ハサルヘカラス

又訴訟事件ノ都合ニヨリ精算取調ヲ要スルキハ裏書ヲ爲シ置クモ可ナリ而シテ若シ斯ル場合ニ於テ被告日限内ニ出頭届ヲ爲サ、ルキハ原告ハ裁判判ヘ之カ取調ヲ請求スルヲ得ヘシ
召喚狀ニ記入スヘキ事柄ハ右ニテ論了セリ前ニモ述ヘタル如ク英國

ニ於テハ大抵ノ事ハ皆印刷版行セラル、チ以テ召喚狀ニ於テモ以上述へ來レルモノ、外ノ部分ハ悉皆印刷シタル雛形アリテ別段記入ノ勞ヲ取ラサルモノトス
此ノ如クシテ召喚狀ニ記入スヘキ事柄ヲ記入シ了リ之ヲ裁判所へ出シ其認印ヲ得贖本一通ヲ裁判所ニ存シ訴件録中ニ綴ラシム斯クシテ令狀ノ効力始メテ生スルモノトス而シテ之ヲ被告へ送達スルハ原告自ラ之ヲ爲スモノトス是我日本ノ訴訟手續ト異ナルノ點ナリ
余日本人ノ訴訟ヲ爲ス風ヲ觀ルニ大抵先ツ本人カ自分ニ於テ訴訟ヲ爲シ掛ケ半途ニ於テ到底其取扱方ノ困難ニシテ素人ノ手ニ能クシ難キヲ發見シ而シテ後始メテ之ヲ代言人ニ依托スルチ恒トスルカ如是甚タ訴訟上ニ於テ好マシカラサルコト謂ハサルヘカラス何トナレハ大抵常人ハ法律ノ適用ニ通セサルチ以テ代言人ノ手ニ渡スノ前ニ

アリテ多クハ紛雜ヲ醸シ詞訟ノ順序等ヲ破フルヲ恒トスルヲ觀レハ
 ナリ英國ニ於テハ然ラス何事モ分業ノ法盛ニ行ハレ訴訟ノ如キモ大
 抵始メヨリ之ヲ代言人ニ托スルヲ恒トスルヲ以テ無要ノ手數ヲ爲シ
 詞訟ノ順序ヲ亂ル等ノ憂ナク且大抵ノ大商家ニハ皆恒ニ代言人ヲ雇
 ヒ置クヲ以テ譬ヘハ家屋土地ノ賣買ノ如キ其他大ナル諸取引ニ於テ
 ハ初メヨリ代言人ヲシテ其取引ニ關係セシムルモノトス故ニ召喚狀
 ナ渡スモ通例原告代言人ヨリ被告ノ代言人ニ渡スモノニシテ此場合
 ニハ別段ニ委任狀ノ如キモノヲ要セス何トナレハ互ニ其誰人ノ代言
 人タルコヲ知り居リテ之ヲ質スノ用ナケレハナリ
 然レモ若シ右ノ恒例ニ反シ面ノアタリ被告本人へ送達セント欲スル
 片ハ召喚狀ノ謄本ヲ渡スカ又ハ正本ヲ示サハルヘカラス若シ又被告
 逃亡スルノ恐アリテ急速ヲ要スル片ハ略式ヲ以テ送達スルモ可ナリ

召喚狀ノ送達ハ新聞紙上ノ廣告ヲ以テスルヲ得ヘク又其他法律ニ定
メラレタル召喚狀送達ニ均シキ効力アル手續ヲ以テ送達ヲ爲スヲ得
ヘキモノトス
又被告若シ原告カ訴へ出テント欲スル裁判所ノ管轄地以外ニ在ルキ
ハ管轄外送達ノ手續ヲナスノ制アリ即チ原告ハ送達日限ニ就キ相當
ノ猶豫ヲ乞フヲ得ルナリ但シ猶豫ヲ乞フニハ里程ノ證明書ヲ出サ
サルヘカラス
被告人若シ外國人ナルキハ召喚狀ノ代リニ一種ノ通知書ヲ以テ召喚
狀ノ送達ト同様ナル手續ト見做スコアリ
被告人若シ數人アリテ或者ハ管轄内ニ在リ又或者ハ管轄ノ外ニ在ル
キハ孰レトモ一個所ニ送達スル能ハサルヲ以テ幾通カノ召喚狀ヲ別
々ニ送達スルヲ得ルモノトス

若シ被告人幼年者ナルカ又ハ瘋癲人ナルカ又ハ組合商業人若クハ會社ナル場合ニハ各其送達スヘキ人ヲ異ニス
幼年者ノ時ハ其父又ハ其後見人又同居人ヲ經テ本人ニ送達スルヲ要ス瘋癲人ナルトキハ其監護人ニ送達スルヲ以テ足レリトス
組合商業人ヲ組合商業人トシテ出訴スルトキハ其組合商業人ノ一人若クハ其組合ノ支配人ヘ送達シ又會社ヲ訴フルトキハ相當ノ役人ニ送達スルモノトス
若シ土地取戻ノ訴件ニシテ其土地ニ住者ナキトキハ其家屋若クハ土地ノ親易キ處ヘ召喚狀ヲ張り付ケ以テ送達ノ證トス
若シ又船舶ニ關シタル訴訟ナルトキハ船舶ニ荷物ニ關シタルモノナルキハ船ノ帆檣ニ貼付スルモノトス若シ荷物ヲ船ヨリ他ヘ積替ヘタルキニハ直ニ荷物ヘ貼付ス而シテ斯ル場合ニハ凡テ貼付シタルマ、

召喚狀ヲ殘シ置クモノナリ

荷物ノ預リ主若シ荷物ニ召喚狀ヲ張り付クルコトヲ承諾セサルトキ

ハ預リ主へ渡スヲ以テ足レリトス

以上述フルカ如ク召喚狀ヲ至當ニ送達シタル日ヨリ三日内ニ何日何時ニ其送達アリタルヲ原告ニ於テ召喚狀ニ記入セサルヘカラス而シテ出廷届ヲナスヘキ日限ハ右送達日時ヨリ起算スルモノトス夫レ如此訴訟ノ始マリハ大抵何レノ邦國ニテモ召喚狀ノ送達ノ日ヲ以テスルカ故ニ斯ク之ヲ細說シ來ル所以也

上來述フル所ニ於テ召喚狀ニ關シテ原告カ盡スヘキ第一着ノ手續ヲ了レリ依テ次キニ之ニ對シ第二着ニ被告カ爲スヘキ手續ヲ述ヘン然リ而シテ余ハ今被告ノ爲スヘキ手續即チ出頭届ノコトヲ說クヘキ時期ニ會シタリト雖モ暫ク左ニ日本召喚狀ノ式ヲ舉ケテ參考ニ供ス

<p>訴訟番號 明治二十年 第 壹 號</p>	<p>訴訟標目 契約履行 書類冊數 貳冊</p>	<p>呼出狀 神田區錦町三丁目十五番地 風間響 原告水呑百助ヨリ前記ノ事件及出訴候 ニ付別冊書類送達候條受取ノ日ヨリ十 日内ニ當裁判所へ出頭答書可差出者也 但住居ヨリ當裁判所へ至ルノ距離八 里毎ニ一日ノ猶豫ヲ與へ候事 明治二十年一月十日 東京始審裁判所</p>
<p>受取人ノ署名捺 印若シ能ハサル 時ハ其事由 風間響不在ニ付雇人 數井竹庵</p>	<p>送達シタル場所 神田區錦町三丁目 十五番地</p>	<p>親屬雇人又ハ委 任ヲ受ケタル者 若クハ戸長ニ渡 シタル時ハ其事 由 本人旅行中未タ歸宅 セサルニ付其雇人數 井竹庵ニ渡シタリ</p>
<p>右之通取扱候也 明治二十年一月十日 使丁 日野孫次郎</p>	<p>印</p>	<p>印</p>

右召喚狀ノ令スル所ハ其指示シタル日限内ニ答書ヲ携エテ出頭スヘ
シト云フニ在リテ讀者ノ自ラ其簡單ナルコトヲ解得スヘキニ依リ別
ニ詳述セス既ニ陳ヘタル如ク我召喚狀ハ訴狀ニ次テ發シタルモノナ
ルヲ知ルニ足レリ

第六回

前回ニ訴訟ヲ始ムルニ英國ニテハ召喚狀ヲ始トシ日本ニテハ訴狀ヲ
始トスルコトヲ説キタリ即チ召喚狀ヲ發シテ被告之ヲ受取ルカ又ハ
答書ヲ出シ相手之ヲ受取レハ被告ハ裁判所ノ管理内ニ立入り其命令
コテ指揮セラレヘキモノトナリタルナリ蓋シ英國ニテハ代言人カ召
喚狀ヲ作り之ヲ裁判所ニ出シテ署印ヲ請ヒ之ヲ得タル後代言人ハ之
ヲ小使等ニ持參セシメ相手ニ渡サシメ其旨ヲ記名セシム然ルニ日本
ニアリテハ召喚狀ハ裁判所ノ使丁ニ持行カシムルモノナレトモ之カ

爲メニ多少ノ不都合ヲ生スルコト徃々ニシテアリ故ニ日本代理人ノ信用ニシテ恰モ英國代理人ノ如クナレハ召喚狀ノ如キハ英國ノ制度ニ摸倣スルヲ以テ可ナリトスヘキカ然レトモ現今日本ノ事情ニテハ萬事皆裁判所ニテ取扱フモノナルカ故ニ非常ノ延滞ヲ來スモノナルヘケレハ之カ弊害ヲ除カントスルニハ判事ノ雜務ヲ省キ唯論點ヲ定ムルヲ以テ足レリトシ可成其雜務ヲハ代理人又ハ其助手ニ托スルヲ可トスヘキナリ

原告ヨリ召喚狀ヲ渡シ了レハ被告ヨリシテ爲スヘキ手續ハ出頭届ナリ日本ノ手續ニ於テ之ト同シキモノハ日本ニテ召喚狀ニ認印スレハ半ハ之ニテ用ヲ爲シ半ハ答書ヲ以テ之ヲ全フスルモノニシテ日本ニテハ右兩手續ヲ以テ出頭届ト同一ノ効力ヲ有スルモノト云フヘシ英國ノ手續ニ依レハ召喚狀ヲ發シ之ニ裁判所ノ署印ヲ受ケテ之ヲ送

達セシ日ヨリ起算シテ出頭届ヲ爲シ訴狀答書ヲ出シ合セテ訴訟トナ
ルナリ

上來説キシ處迄ノ手續ニテハ訴訟人ハ全ク裁判所ノ管轄内ニ歸セル
モノナリ而シテ次ニ召喚狀ヲ受ケタル被告ニ於テ原告ノ要求ニ服セ
スシテ答辨セント欲スルトキハ召喚狀ニ於テ示サレタル場所ニ於テ
其日限ニ出頭セサル可カラス

右出頭届ニ就キ論窮スヘキ點ハ第一如何ニシテ出頭スヘキヤ第二出
頭届ハ何レヘ出スヘキヤ及ヒ其時限如何第三如何ナル人カ出頭届ヲ
出スヘキヤ等コレナリ左ニ除々ト之ヲ陳ヘン
第一 裁判所ヘ出スヘキ出頭届ノ雛形左ノ如シ

出頭届

番號

裁判所ノ名

原告ノ名

被告ノ名

被告何某ノ爲メニ何月何日出頭ス

被告某
記名

代理人

被告代言人某ノ事務所ハ何街何番地ナリ

送達ノ場所モ亦同シ

被告ハ原告ヨリ奉呈シタル訴狀ノ

寫ヲ要ス

○若シ被告本人ナルキハ被告本人

何某ト記名スルヲ要ス (縦形畢)

若シ組合商業人カ其組合ノ名ニテ訴ヘラレタルキ例ヘハ丸善商社員
カ丸善商社ノ名ヲ以テ訴ヘラレタルキハ出頭届ハ商社員各自ニ爲サ
サルヘカラスト雖モ訴狀ハ尙ホ丸善商社ノ名ニテ續行スルヲ得
又一人ノ代言人一商社員數人ノ代理ヲ爲スキハ出頭届ハ一通ニテ足
レリトス

若シ不動産取戻ニ關シタル訴訟ニ付キ他人ニ不動産ヲ貸付シタルキ
持主自ラ出頭スルキハ持主ノ資格ヲ以テ出頭スルヲ記入セサルヘ
カラスト

如此ク持主ノ資格ヲ以テ出頭スルニ當リ訴狀ニ記入アル不動産全体
ニ對シテ爭フニアラスシテ其幾分ニ對シテ爭フモノナルキハ其爭フ
部分ヲ記入スルモ可ナリ

第二、出頭届ハ召喚狀ニ記入アル裁判所ノ部へ出スヘキヲ勿論ナリ

ト六

又召喚狀ニ記入セル出頭期限ハ送達ノ日ヨリ八日間ヲ以テ普通ノ規則トスルカ如シ若シ八日ノ後被告出頭届ヲ出サ、ルキハ原告ハ大抵闕席裁判ヲ求ムルヲ得ルモノトス然レモ原告直チニ之カ請求ヲ爲ササルキハ被告ハ何時ニテモ裁判言渡マテ出頭届ヲ出スヲ得ヘク其場合ニハ矢張り八日内ニ出頭届ヲ出シタルモノト見做シ一般ノ手續ヲ行フモノトス

第三 遺言處分ニ付テハ何人ニテモ遺産ニ付キ利益ヲ有スルコトヲ証明シテ出頭届ヲ爲スコトヲ得ヘシ船舶ニ關スル時又之ニ同シ田地ノ爭訴ニ於テモ召喚狀ニ記入セサルモノト雖モ之ニ關係アルモノハ何人ニテモ出頭スルヲ得ヘキモノトス但シ斯ル場合ニハ何レモ必ス原告ヘ其旨ヲ通知セサルヘカラス

次ニ論スヘキ所ハ訴答狀ナリ然ルニ訴訟ノ目的ハ何カト云フニ別ニ
喧嘩ヲ爲スコアラス討論ヲ爲スコアラス畢竟原告共ニ意見ヲ異ニ
スルヲ以テ裁判所ニ至リ法律ニ由リ之ヲ定ムルモノナリト云フニ外
ナラス之カ意見ヲ定ムルトハ何カト云フニ之ヲ極言セハ左右ト云ヒ
又ハ黑白ト云フニ外ナラス何處ニテ左右黑白ノ分別スル點定マルカ
ト云フ處ヲ調フレハ裁判ヲ爲シ得ルモノナリ故ヲ以テ訴訟ノ論點必
要ナルニ至ル

輒今東京控訴院東京始審裁判所横濱始審裁判所ニテ訴訟人ノ出訴規
則ヲ定メタルカ如キ我國モ亦訴訟ニ必要ナル事實及ヒ論點ヲノミ調
フルコト必要ナルヲ知り實驗ニヨリ此舉アルニ至リタルモノト云ハ
サルヲ得ス

既ニ事實ハ訴訟人之ヲ証明セサルヘカラス又之ヲ列舉セサルヘカラ

スト雖モ法律ハ判事之ヲ知悉スルカ故ニ代言人ハ法律ヲ舉ケテ之ヲ
 論セサルモ可ナリトノコトヲ述ヘタリ然ルニ日本ノ代言人ハ訴訟ヲ
 爲スヲ以テ討論ノ如ク考ヘ之カ論點ヲ定メスシテ僅少ノ法律ヲ識リ
 タル所ヲ舉ケテ法廷ヲ以テ討論場ノ如ク思惟シ喋々辨論ヲ闘ハシ遂
 ニ黑白是非ヲ辨スルニ由ナキニ至ラシム是レ未タ訴答書々方規則ナ
 キニ由ル莫大ノ長文ヲ綴リテ以テ訴訟入費ヲ取ルヲ以テ老練ナル英吉利
 法律家ハ訴答狀認メ規則即チ訴答法規ノ制アリ凡ソ訴答狀ヲ認ムル
 モノ此規則ニ據ルトキハ訴訟ノ論點ト事實法律兩者問題ノ岐ル所ヲ
 判定スルニ容易ナリ否ナ其自ラ生シ來ルト一様ノ結果ヲ得ヘキナリ
 訴答法規ノ全章ハ我カ講義科目ノ骨髓ニシテ後ニ詳述スヘシト雖モ
 先訴答狀雛形ヲ採リテ之ヲ論スルノ前後兩者ノ何タルヲ述ヘ其必要
 ナ知ラシムヘシ

余ハ訴答法規ノ名ヲ假リ英吉利法律ノ所謂「ぶりーでんぐ」ノ細則ヲ名
ケ其雙輪ノ一ナルコトハ已ニ之ヲ論セリ
元來「ぶりーでんぐ」ノ細則ハ英吉利法律家ト雖モ嫌忌スルモノナキニ
アラズ或ハ之ヲ評シテ曰ク「ぶりーでんぐ」ノ規則ハ嚴密ニ失シ却テ認メ
方ノ自由ヲ得サラシムルモノナリ即チ英國ノ訴答書類認方ノ規則ハ狡
隘ニシテ善良ナラスト是レ訴答法規ノ効用如何ヲ熟知セサルヨリ生
スルノ誤見ヲ有スルモノニ過キササルモノナリ英國ハ千八百七十五年
訴訟手續ヲ改定セシト雖モ其改定セシ所ハ其以前ヨリ用非來リタル
所ノ訴答法規ヲ棄却セシモノニアラス尙ホ之ヲ存シ其無用ナルモノ
ト有名無實ノ訴訟式ヲ刪除セシニ過キササルナリ
現ニ其慣習法ヲ改良セン爲メ撰任セラレタル審査委員云ヘルコトア
リ曰ク英吉利訴訟書類認方規則ハ獨リ英吉利法律ニ於テ起生セシ所

ノ論辨ヲ助クルノミニニアラスシテ他ニ亦非常ニ大ナル利益アリ蓋シ
 之ニ由リテ原被兩造ノ争フ所ヲ證明シ法官ノ争點ヲ判決スルニ付キ
 最モ便利ナル形態ヲ有スル書類ヲ生スルニ必要ナル器械ニシテ若シ
 其争點タル事實ノ問題ニ關スルノミナル時ハ之ニ由リテ直チニ其論
 點ノ何レノ邊ニ存スルコトヲ知り而シテ其事柄ニ適用的ノ事實證據
 ナ集ムルニ容易ナラシメ若シ又其論タル法律ノ問題ニ關スルモノナ
 ルトキハ事實審問ノ勞ナク從テ之カ入費ヲ要セスシテ直ニ其法律ノ
 論點ヲ穿鑿シ得訴訟ヲ決定スルノ助アルモノトス

英吉利判事「あびんじや」曰ク元來訴訟ニ於テ法律ト事實ノ問題ヲ混
 合セシムルハ是レ訴訟ノ方路ヲ誤ルモノニシテ只之レカ區別ヲ知ラ
 シムルモノハ訴答書類認メ方ノ規則アルノミト

訴答書類書キ方規則ノ功用如此右ノ規則ハ四五百年來ノ實驗ヲ積ミ

英吉利法律家ノ詳細論定セシモノナリ訴答書々キ方規則ハ英吉利法律學固有ノモノニシテ實ニ其所有物ナリト云フモ蓋シ過言ニアラサルナリ英吉利法律ヲ學フノ益ハ多クハ此學ヲ講スルニアリトス故ニ此規則ヲ學得セハ大ニ法律ヲ修ムル者ノ論理力ヲ研磨シ且ツ訴訟ノ爭點ヲ定ムルニ瞬速ナルノ術ニ長シ莫大ノ利益アルヤ明カナリ

訴答書類認メ方ノ規則ヲ學ヒ正ニ得ヘキ所ノ結果ハ何ソ曰ク判事ヲシテ法律ト事實ノ問題ヲ定メシムルニ當リ今其論點ハ果シテ何レニアリヤチ自然ニ之ヲ繰出サシムルノ道ヲ得ルコト是ナリ訴答書類認メ方ノ規則ヲ設ル所以ノモノハ爭點ニ關セサル議論ヲ省キ若クハ無用ノ審問ヲ避ケンカ爲メ兩造間ニ存スル所ノ眞ノ爭點ヲ定ムルノ手段ヲ作ルニアリ然シテ其手段ノ結果タル判事裁判ヲ下スカ爲メ爭點

ノアル所ヲ簡明ニシ且兩造ヲシテ無用ノ勞ト費用トヲ省カシムルニ
 アリ若シ此規則ニ據ラサルトキハ兩造共ニ爭ハサル所ノ事柄ヲ證明
 シ會テ請求セサリシ事柄ヲ記入シ又會テ陳述セサリシ事柄ニ對シ答
 辨スルカ如キ無用ノ勞ト費用トヲ要スルニ至ルヘシ
 訴答書類ニヨリテ以テ得ントスル所ノ目的ハ原告ニ於テ其請求スル
 所ヲ主張シ被告ニ於テハ其請求ヲ拒絕スルノ答辨ヲ主張シ原被兩造
 ノ間ニ存スル所ノ問題ヲ現出セシムルニアリ然リ而シテ此規則ヲ履
 ミ之ニ由リテ其希圖セシ所ノ結果ヲ得タルトキハ兩造ノ爭點ニ達シ
 タルモノニシテ即訴答書類ニヨリ論點ノ終ニ到着シタルモノト云フ
 ヘキナリ此ノ如クシテ次ニ兩造ノ前ニ現出シタル論點ハ法律ニ關ス
 ルモノト事實ニ關スルモノトノ別アリ所謂法律ノ問題事實ノ問題は
 レナリ(其別ハ別章ニ説明ス明法志林九十八號ヲ參觀ス可シ)故ニ原被

原則第一

兩造ノ争點ヲ定メ判事ヲシテ之ヲ明知セシムル爲メ訴答書類ニ如何ナルコトヲ記入シテ可ナルヤ例ヘハ事實ト法律トノ問題ヲ併記スルモ妨ケナキヤ否ノ規則ヲ明カナラシムルハ是レ訴答法規ノ司トル所ナリトス

今ヨリ訴狀ヲ初メトシ其次ニ來ル所ノ訴答書類ヲ記スルニ當リ心ニ記スヘキノ原則ヲ略示セントス

第一 凡ソ訴答書類ニハ争ハントスル所ノ事實ノミチ記スヘシ

之ヲ説明スルニ争點ノ事實ノミチ記シ其權利義務ノ如何ヲ記スヘカラス何トナレハ法律上ノ事柄又ハ法律コアリテ決スヘキ事柄ハ判事ノ知了スル所ニシテ敢テ訴訟人ノ不遜ニ之ヲ言ヘキコトニアラサレハナリ是ヲ以テ訴答書類ヘ法律ノ事柄ヲ記入スルヲ得ス只記シ得ルモノハ事實ノミナリト

原則第二

第二

ス例へハ物品代價渡拂ノ訴ヲ爲スニ當リ被告カ若干金ヲ以テ原告ヨリ其物品ヲ買得セリトノコトヲ記入セハ以テ足レリトハ被告ニ於テ物品ヲ買得セシカ故ニ之カ代價ヲ拂フヘキ義務ハ被告カ負フヘキモノタル等ノコトハ之ヲ記スルヲ要セサルナリ又例へハ被告カ原告ヲ毆打シタリトノコトヲ以テ之カ損害要償ヲ訴ヘンニ只其毆打ノコトノミヲ記シ其毆打スヘカラサルノ責任アリ等ノコトハ之ヲ記スルヲ要セサルナリ固ヨリ法廷ハ法律ヲ知ルヲ以テ只訴訟事實ノ何タルヲ明知セハ足レリ之レニ適用スヘキ法律ノ如何ハ訴訟人ヲ須テ然ル后知ルモノニアラサレハナリ

訴、答、書、類、ニ、就、テ、事、實、ヲ、記、ス、ル、ニ、當、リ、其、事、實、ヲ、證、明、ス、ル、ノ、證、據、ハ、之、ヲ、記、ス、ヘ、カ、ラ、ス、

及ヒ元則ノ學理ヲ探究シ第二ニ特別法ノ學理即チ氏自ラ言フ如ク一國ニ行ハル、所ノ制定法或ハ一國ニ行ハレタル所ノ制定ノ法各組織ニ關スニ學理ヲ論究シ且ツ氏ハ能ク普通法理ト特別法理ノ區別ヲ明ニシ併テ法理學ノ目的トスル所ハ何チカ法律ト云フコトニアラスシテ法律ハ如何ナル性質ヲ備具セサル可カサル乎ヲ推究スルニアルコトヲ吾人ニ知ラシメタルハ苟モ氏ノ法理論ヲ讀ム者皆能ク記憶スル所ナルヘシ

古來羅馬ノ法律家ハ法理學ニ關シ未タ曾テアウスチン氏ノ如キ明瞭ニシテ且シ精密ナル分析區畫ヲナセシコトナシト雖モ近世歐羅巴ニ於テ普通法理ニ關スル重要ナル元則及ヒ思想ヲ討究説明シ大ニ法理學ノ發達ヲ獎勵シタルハ全ク羅馬法律家ノ功績ト云フヘシ然レトモ普通法理ノ羅馬國法トノ區別及ヒ道德ト法律間ノ區域ヲ明了ニ區畫

セサリシハ實ニ一大缺點ト云ハサルヲ得ス既ニ吾人カ論セシ如ク羅
 馬法律家ハ希臘哲學ノ餘波ヲ受ケ自然法ニ固着シ而シテ自然法國際
 法及ヒ古代固有法ト一體ニ混同スルニ汲々タリシガイアス氏ノ法典
 ニ依レハ法律ノ各組織ハ必ラス普通法及ヒ國法ノ二元素ヲ含有セサ
 ル可ラサルコトヲ公言セリ然レトモシヤスナニアン帝ノ法典ニ於テ
 ハウルピアン氏ノ著書ヨリ拔萃シタルニ定義ヲ附セリ然レトモ是等
 ノ定義解釋ハ却テ當時ノ法律家カ法理學ノ範圍ヲ畫定區分スルノ精
 密ナラサリシコトヲ證明スルモノニシテ是ニ由ツテ該法典ノ編纂セ
 ラレシ時代ニ於テ哲學ニ類スルモノ決シテ存在セサリシコトヲ見ル
 ニ足ルヘシ第一ノ定義ニ於テハ「シヤス」ナル法語ニ關シ公正ナル德義
 上ノ解釋ヲ與ヘタリト雖モ其意果シテ如何ヲ審ニスル能ハス第二ニ
 曰ク法理學トハ人事及ヒ神事ノ知覺ナリト蓋シ是ノ人事及ヒ神事ノ知

覺トハ所謂法律ハ宇宙及ヒ人類ヲ通シテ同一ナル道理ノ顯像ナリト
ノ哲學上ノ一撮要語タルノ一モ普通ノ意義ヲ有セサルナリ
吾人ハ唯歴史上法律及ヒ法理ニ關シ羅馬ノ思想ヲ論シ併セテ其主義
思想ハ如何ナルモノナリシカ又其淵源ハ何レニ發セシヤヲ研究セン
トス然レトモ此主義思想ヲシテ近世ノ法理哲學ニ據リテ尙ホ一層精
密ノ區域ニ達セシムルコトハ到底吾人ノ爲シ能ハサル所ナリ

第三十五節 法律ノ淵源

以上論述セシ如ク歴史上ノ概略ハ以テ羅馬法ノ淵源ハ如何ナルモノ
ナリシヤヲ見ルニ足ルヘシ即チ其淵源ハ左ノ三元素ヨリ成立ス

第一、重モニ習慣ヲ基礎トスル古代ノ固有法

第二、奉行判決例及ヒ自然法國際法ニ據リ固有法ヲ補充スルヂユリスアリユ明法學

デント
士ノ說

第三、四種ノ布告即チ第一國民總會ノ布告第二民會ノ布告第三元老

院ノ布告第四皇帝ノ敕令是ナリ

第三十六節 一「シヤス」ジユラ「權利及ヒ羅馬私法ノ區別

「シヤス」
「ジユラ」
「權利及ヒ羅馬私法ノ區別」

吾人羅馬法ヲ研究スルニ當リ「シヤス」ナル法語ヲ解明スルヲ以テ第一
ノ必要トス抑「シヤス」ナル語ハ法律ニ由テ制裁ヲ付セラレタル權利及
ヒ之ニ對スル義務ノ總稱ニシテ時ニ或ハ是等權利ノ集合體ヲ指シ或
ハ單獨ノ權利ヲ指スコトアリ元來法律ナルモノハ社會各人ノ物件ニ
對シ及ヒ各人相互ニ對スル關係ヲ規定スルモノナリ而シテ社會ノ各人
カ物件及ヒ相互ニ對スル關係ニ就キ法律上ノ救濟ニ依リテ保護セラ
ル、名義ヲ權利ト謂フ而シテ權利ハ人ニ屬シ又人ニ附着スヘキモノ
ト思考セラル、モノナルカ故ニ之ヲ人ノ權利ト謂フ即チ余ノ書籍ヲ
持ツヘキ權利或ハ汝ノ家屋ヲ有スヘキ權利ト謂フカ如シ(是ヲ羅馬語

ニテ謂フトキハ書籍シヤスミヲ有スヘキ權、家屋シヤスチユアヲ有スヘキ權是ナリ。吾人若シ一國ノ法律ニ據リテ規定セラレシ夥多ノ權利ヲ探究スルトキハ吾人カ政治社會上一己人トシテ各人ニ關スル公法ノ部分ヲ發見シ又直接ニ一己人ニ關スル私法ノ部分ヲ發見スヘシ。吾人カ今將サニ論セントスル所ノモノハ羅馬法ニ據リ規定セラレシ一箇人ニ屬スル權利即チ各人カ物件ニ對シテ有スル權利或ハ自他ノ一人若クハ數人ニ對シ有スル權利ヲ論究セントス而シテ先ツ第一ニ羅馬法ニ於テ人ヲ規定スルノ如何ヲ説キ次ニ物件ニ關シ羅馬法ノ規定スル方法ヲ論シ然ル後チ各人相互ニ對スル權利ヲ講シ最後ニ若シ一箇人ニ屬スル權利ニ關シ爭論ノ起リシトキ政府ハ如何ナル方法手段ニ據リテ之ヲ裁決處斷セシカ即チ民事訴訟法ノ組織ニ説キ及ホサント欲スルナリ。

第一章 人ヲ論ス

第二十七節

人ナル文字ノ義解

羅馬法ノ慣習ニヨリ人ナル文字ハ吾人カ通例用ヰル所ノ人テフ文字トハ其意大ニ異ナル所アリ蓋シ羅馬法ニ所謂人トハ其人ノ誰タルヲ論セス其物ノ何タルヲ問ハス總テ權利ヲ有シ得ヘキモノ及ヒ權利ニ服從シ得ヘキモノヲ謂フ故ニ奴隸モ亦人ナリ何トナレハ則チ奴隸ハ物件ニアラスシテ法律上多少ノ權利ヲ有シ且ツ近代ニ至リテハ多少法律ノ保護ヲ享クレハナリ奴隸ハ人事篇中ニ於テ斯ノ如キ地位ヲ占ムルト雖モ特ニ學者ノ注意ヲ要スル所以ハ法律上ノ資格ノ缺ク所アルニヨルモノトス然レトモ法律上人ト稱スルモノニシテ有形上ノ成立チ有セサルモノ亦多シ是レ法律ハ無形ノ觀念ヨリ成立スルモノト假想シ之ニ附與スルニ權利ヲ有シ又ハ權利ニ服從スヘキ能力ヲ以テセ

身分及自由

シカ故ナリ譬へハ法律ハ邦國ヲ以テ土地或ハ奴隸ヲ所持スルニ適當ナル人ト認定スルカ如シ又會社或ハ宗旨上ノ組合ノ如キモ亦均シク人ト看做シ其會社組合ヲ組織スル所ノ一箇人トハ全ク別種ナルモノトス加之ヒスカス即チ國庫ノ如キモ亦皇帝ノ權利ヲ表スルモノトシテ人ト認定スルコト在リ

第二十八節 身分及自由

夫レ法律上人ト稱スル所ノ一箇人ノ地位ヲ指シテ法語ニ之ヲ身分トステダス言フ而シテ此身分ヲ組織スル所ノ元素ハ第一自由ナル事第二府民ナルヲ第三一家族員タル事ノ三者トス故ニ人タルモノハ第一自由ナラサルヘカラス彼ノ奴隸ナルモノハ更ニ權利ヲ有セサリシカ羅馬法ノ進歩セサル往時ニ在リテハ奴隸ノ權利ヲ有セサルヲ以テ自然ニ背反スルモノタルヲニ考及セシモノハ一人モアラサリシナリ然ルニ哲

學並ニ道德學ノ盛ナルニ隨ヒ諸法律家ヲシテ奴隸ノ權利ヲ剝奪スルノ自然ニ背反スルヲ曉ラシムルニ至レリ尤モ人ノ身分ハ出生ノ當初ヨリ自由ナラサル可カラフト謂フニアラス何トナレハ則チ奴隸解放ノ法方ニヨリテ奴隸ヲ自由人トナスニ當リ或ル程度ニ至ルマテハ奴隸ヲ自由人ト同位地ニ置キシヲ以テナリ(羅甸語ニテ生來自由ナル人ヲインツナス)ト言ヒ奴隸ノ解放セラレシモノナリ(バルタイナス)ト言ヒ而シテ其之ヲ解放セシモノニ對シテ(リバルダス)ト言フ蓋シ奴隸ノ解放ニヨリ直チニ羅馬府民トナルヲ得ルヤ否ヤハ解放ノ時ノ事情ト方法トニ依ルモノニシテ而シテ如何ナル法方ニ由リテ解放セラレシト雖モ其之ヲ解放セシモノニ對シテハ猶ホ多少ノ義務ヲ負フモノニシテ或ル場合ニ於テハ其解放者ハ被解放者ノ相續人ナルヲ在リ

第三十九節 府民タル事

府民タル事

身分ノ第二元素ハ府民タルコナリ蓋シ國家ニ關スル羅馬人ノ思想ハ
 一定セル公權及ヒ私權ヲ專有スルコトニ依リ宇内自餘ノ邦國ト分別シ
 テ特權ヲ有スル一体ノ結合ナリト云フニアリ往昔羅馬本土譯者曰ク
 トハ羅馬府下ヲ云ヒ羅馬國ノ府民即チ「サイブス」ナルモノハ分レテ二
 全体ヲ意味スルニアラス
 体トナリ一チ「パトルス」英語「パトロン」「奴隸ヲ養フ所ノ主人」チ意味ス
 ト云ヒ一チ「プレベイヤ
 ンス」平民ト云フ「パトルス」ハ「プレベイヤンス」ト異ナリテ特種ノ公法及
 ヒ聖法ヲ有セリト雖モ私法ノ享有ニ至リテハ「アレベイヤンス」ト同一ニ
 シテ更ニ異ナル所アラサリシ也而シテ總テ羅馬本土以外ノ人民ホテチ敵
 人及蠻人ト稱セリ然レトモ文明ノ進歩スルニ從ヒ外國人貿易ノ爲メ
 羅馬ニ入り來タリ府民ト親シキ關係ヲ結フ者ノ其數月ニ加ハリ歳ニ
 増シ終ニ殊別ノ一社會ヲナシ外國人ト稱スル一体ヲ爲スニ至レリ此
 ニ於テ遂ニ羅馬府民タルコト外國人タルコトノ間ニ著シキ區別ヲ生

シタリ
 凡ソ外國人タルモノハ普通法ニ依リテ支配セラレ府民ハ獨リ羅馬固
 有法ノ特權ニ依リテ保護セラル、ヲ得タリ然レトモ羅馬國民カ以太
 利ノ諸國民ヲ征服スルニ當リテ羅馬國ト其版圖トノ間ニ許多ノ關係
 ナ生スルニ至リタルヲ以テ之ニ附與スルニ特權ヲ於テシ府民ト外國
 人トノ中間ニ其地位ヲ定メタリ而シテ此中間ノ地位ヲ附與シタルト
 ハ羅馬府民タル特權ノ一部ヲ許與シタルヲ云フモノニシテ特權ノ一
 部トハ即チ司法官吏ヲ投票スルノ權及ヒ司法官タルノ權コンニユービアン、マムコル
カノアルス婚通權貿易
シナム權是レナリ而シテ此婚通權ナルモノハ別ニ解放ヲ下タスヲ要セサル
 可シ蓋シ羅馬家族ノ基礎ハ羅馬固有法上ノ婚姻ヨリ成ルモノニシテ
 婚通權ヲ有セサルモノハ羅馬家族組織法ノ中ニ入ルヲ得サリシナ
 リ貿易權中ニハ財產ヲ所有スル權羅馬法ニ依リ契約ヲナシ得ルノ權

遺囑ヲナシ得ルノ權及遺囑ニヨリテ財產ヲ受ケ得ルノ權ヲ含蓄スル
モノトス
羅甸法律及以太利法律ハ羅馬府民タル身分中ニ含蓄スル種々ノ權利
ニ就テ夥多ノ變革ヲ施セリ而シテ羅甸法律ハ一個人ニ私權ヲ附與シ
以太利法律ハ都府ニ公權ヲ附與セリ然レトモ或ル場合ニ於テ羅甸法
律ハ婚通權及ヒ交易權ヲ附與シ又或ル場合ニ於テハ只交易權ノ一小
部分ノミヲ許與システタメシフアクシヨ即チ遺囑ヲ爲スノ權或
ハ遺囑ニ依テ財產ヲ受クルノ權ヲ許與セサリシヲアリ然リ而シテ以
太利法律ハ或ル都府ニ限り自治ノ制度直稅ノ免除權及ヒ羅馬固有法
上ノ所有權ヲ附與シタリ(第五十八節ヲ參觀ス可シ)
時勢ノ進歩スルニ從ヒ羅馬府民ト外國人トノ間ニ猶ホ許多ノ區別ヲ
生シタリト雖モ府民タルノ權ヲ漸次容易ニ許與セシヲ以テ遂ニ其區

家族

第四十節 家族

別ノ痕跡ヲ存セスカラカン帝ノ治世ニ至リ帝國中諸種ノ自由人民ニ
府民タル權利ヲ附與シタリ於是乎爾後外國人ナル一種族ハ全ク其跡
ヲ絶テ文明世界ノ自由人民ハ皆府民ニシテ其他ハ悉ク蠻人及ヒ敵人
ナリシナリ

羅馬家族ノ制ハ羅馬固有法ニ依リ一種特別ナル方法ヲ以テ組織シ其
基礎タルヤ自然ノ彝倫ニヨラスシテ寧ロ固有法ニ基ツクモノト云ハ
サルヲ得ス抑モ同家族中ノ各人ハ血統ニ依リテ結合セラル、ニアラ
スシテ一種奇異ノ組織内ニ位スルモノナリ今夫レ斯クノ如キ一家族
ヲ爲サントスルニ最モ必要ナルモノハ法律上ノ婚姻ナリ然レトモ此
法律上ノ婚姻ハ單ニ家族ヲ組織スルノ一方法タルニ止マルモノニシ
テ家族特權ノ性質ハ決シテ結縁ニ依リテ生スルモノニアラス而シテ

一 家族ノ首領タルモノハ其同族全體ヲ代表スル如キ非常ノ權ヲ有ス
 ルモノニアラスト雖モ殆ント一家族ノ全權ヲ掌握スルモノト云フテ
 可ナリ而シテ一家族中獨リ家長則チ首領ノミ自主權スアイシユリスヲ有シ他ノ家族
 者ハ自主權ヲ有セス唯首領ノ代表ニヨリ其權ヲ表スルヲ得ルノミ
 抑モ家族ノ首領即チ家長ペイタルフアシラスナルモノハ其權力ヲ以テ家族各員ヲ支配セ
 シモノニシテ一種特別ノ性質ヲ有セシメシ所以ハ全ク此權即チ家長ノ權ヲ指
示ニ本ツク者ニシテ一家族首領ノ地位ニ立ツモノハ獨リ家長アリシ
 ノミ而シテ小兒ハ家長ノ權力ノ下ニ屬シ其妻ハ家族組織ノ對偶ヲ保
 持スル爲メ法律上家長ノ女兒ト見倣サレタリ妻ハ學術上ノ語ニテ
ナマス丙ニアルモノトシ此マナスナル語ハ家長權チ意味若シ婦女其
 スル古語ニシテ家長即チボテスタスハ近世ノ羅旬語ナリ若シ婦女其
 父ノ家ヲ去リ他ヘ婚姻スルトキハ其婦女ハ其夫ノ家族ニ入り其父ノ
 家族ヲ脱ス然レトモ其男子婚姻スルモ總テ其子ノ子孫ハ其父ト等シ

ク同一家長ノ權内ニ屬スルモノナリスクノ如クシテ男系統ノ子々孫々ハ悉ク同一人ノ家長權内ニ屬スルモノトス是レニ依テ之ヲ觀レハ家族間ノ縁繩ヲ組織セシモノハ決シテ天然ノ血統ニアラサルヲ知ルヘシ而シテ一家ノ長若シ死スルキハ其子皆順次ニ家長トナリ且自主權ヲ有シ總テ其子ノ男系統ノ子孫ハ又皆其權内ニ屬ス而シテ婦女子モ亦其父ノ死去セシ後未タ嫁セサルモノハ皆自主權ヲ有ス然レモ婦女子ノ一タヒ法律上ノ婚姻ヲナシ且夫ノ家ニ入ルヤ其婦女ハ他家族ノ權内ニ在ルモノナリ故ニ人皆曰ク婦ハ家族ノ初メタリ又其終リタルモノナリト何トナレハ即チ婦女ハ一家族ヲ保タントスルヤ直チニ他家族ニ入ルモノナレハナリ（一）家族ヲ保ツトハ其父ノ死去セシトキルヤ否ヤ又直ニ其夫ノ家族ニ入ルモノナルヲ云フナリ（二）（ハ）自主ノ權ヲ得テ一家族ヲナサントス

第四十一節 家長權ヲ有スル者ノ位地

家長權ヲ
有スル者
ノ位地

他人ノ權力内ニアルモノハ自己ノ財産ヲ得或ハ所有シ能ハサルナリ
家長ハ一家ノ首領コシテ其家族ノ全財産ヲ所有ス故ニ其子タルモノ
、得ル所ノ財産ハ常ニ其父即チ家長ノ所有タリ然レモ民法ノ場合ニ
於テハ屬從者(家長ニ從屬スル者)ト雖トモ家長ト異ナラス毫モ不能力
ナルコトナク即チ從屬者ナル其子ハ司法官タルヲ得又司法官ヲ投
票シ得ルナリ然レモ司法ニ於テハ全ク其父ノ權内ニ在リテ更ニ自己
ノ權ヲ有セス其父ハ一ノ財産ヲモ有セサルカ故ニ遺囑ヲ爲ス能ハス
又一物ノ彼レニ屬スルモノナキカ故ニ訴訟ヲ起シ能ハサルナリ然レ
モ民法ノ關係ニ於テハ常ニ其子タルモノノ財産ヲ所有シ能ハサルニ關
セス一市民ノ有スル總テノ權利ハ之ヲ有スルモノニシテ例ヘハ婚通
權ヲ有スルカ故ニ法律上正當ノ婚姻ヲ結フヲ得又交易權ヲ有スルカ
故正式賣買(證人ヲ設ケ賣買ヲ爲スチ云フ此レ法律上正當ノ賣買ナリ)

ニ於テ證人タルヲ得蓋シ正式賣買ノ證人タルヲ得ルモノハ獨リ府民
 アルノミ後世ニ至リ屬從者ヲシテ獨立ニ或ル財産ヲ所有セシムル
 ナ許シタリ蓋シ此許容タル其初メ兵役ニ從事スルヲ獎勵センカ爲
 メニ設ケタルモノニシテ法律ノ原則ヲ相去ルヲ甚タ遠キモノトシテ
 論セラレタリ

家族解放

第四十二節

家族解放

法律上ノ家族法ト自然家族トノ間ノ差異ハ法律上ノ家族員ハ其本族
 ナ脱シ全ク他人トナリ而シテ又タ他家族ニ入り恰カモ其他家長ノ子
 タル如クニ法律上認定セラル、ヲ以テ知ルヲ得ヘシ而シテ本族ヲ脱
 シ及ヒ他族ニ入ルノ方法ハ賣買ニヨリテ其目的ヲ遂クルモノトス
 羅馬府民ハ皆(マンシペーシヨ)ト稱スル賣買ノ格段ナル法式ニヨリテ
 他人ニ其身ヲ賣渡スヲ得ルモノニシテ其父タルモノハ其從屬者ノ

上ニ有スル所ノ權利ヲ以テ名儀上ノ購買者ニ賣ルヲ得而シテ其買主ハ其子ヲ買受ケタルモノト假定セシナリ羅馬十二銅表ニ於テ三度ヒ其父ノ爲メニ賣レタル子ハ其父ノ權内ヲ脱シ自由ヲ得ヘキモノトセリ故ニ賣買ノ式ヲ三度履行シテ後初メテ其子ハ家族ヲ解放サレ或ハ其家族ヨリ賣レシモノト云フヘキナリ若シ從屬者ナル人或家族ノ人員トナリタル時ハアドプシオン養子（當今ノ養子ト少）ノ式ニ依テ之レヲ實行シタルモノナリ而シテ此式モ亦一種ノ賣買式ニシテ其養子タラント欲スルモノ、始メ脱セシ家族ノ家長ハ賣主ニシテ新ニ入ラントスル所ノ家族ノ家長ハ即チ買主ト爲リ其賣買ノ式ヲ施行スルモノトス若シ又新家族ニ入ラントスルモノ獨立ノ自主人ナルトキハアロガイシオン降階（降階トハ他家族ニ入り屬從者ノ位地ニ立ツカ爲メニ自主權ヲ有スル資格ヲ失スルヲ云フ）ナル式ヲ用ヒタリ此式ハ古代ニアリテハ唯獨リキユリアタ民會ニ於テ

投票ヲ以テ之ヲ行ヒタリ蓋シ斯ル事項ヲ以テ公安ニ關スル事柄ト民會ノ議ニ付シタル者ナリ而シテ其所以ハ其宗族ノ末葉ニ至リ安リニ自身ヲ降階シ遂ニ其祖宗ノ血食ヲ失ハンコトノ恐レアルヲ以テナリ降テ近世ニ至リ降階家族解散及養子ノ方式ヲ履行スルニ單簡ナル方法行ハレタリ而シテシヤスチニアン帝カ制定セシ法律中ノ重要ナル變遷ノ一ハ養子^{アドプシヨン}ノ性質ヲ變シ養子ヲ取ラントスル者其尊屬親ニアラサルヨリハ其養子ハ自然ノ家族^{親血族}ヲ脱セサルモノトナセシ一事ナリ

講者曰「アロゲーシヨン」并ニ「アドプシヨン」ノ差ハ自主權ヲ有セサル者他家族員タラントスル時用ユル式ヲ「アドプシヨン」ト云ヒ或家族ノ家長若クハ自主權ヲ有スル者他家族ノ養子トナラントスル時用ユル式ヲ「アロゲーシヨン」ト云フ然レトモ均シク養子ノ意義ヲ表ス

ルモノナリ

第四十三節 後見人及補佐人

自主人ニシテ各種ノ權利ヲ有スルモノト雖トモ或缺質ヨリシテ其有
 スル權利ヲ使用シ能ハサルコトアリ譬ヘハ小兒ハ啻ニ自己ノ判斷ヲ
 以テ自己ノ行爲ヲ管理シ能ハサルノミナラス諸取引ヲナスニ當リ必
 要ナル方式ヲ陳述シ又ハ理會シ能ハサルヘシ故ニ後見人ナルモノヲ
 指定シ孩兒ノ能婚年齡ニ達スル迄之ヲ監督保護シ其缺質ヲ失ハシム
 ルモノトス而シテ凡ソ後見人タル者ハ皆其被保護者人格ノ缺典ヲ補
 ヒ一切ノ管理ヲ爲スヘキモノトスルハ是レ後見人ニ關シテ羅馬人カ
 有スル思想ナリ蓋後見人ハ孩兒ノ身體并ニ財產ヲ管理スルト雖トモ
 是レ單ニ後見人タル資格ノ從務ニシテ其本然ノ職務ハ被保護者人格
 ノ缺典ヲ補フニアリトス又古代ノ法律ニ於テ未婚ノ婦女ハ年ノ老幼

正系親族

ヲ問ハス其親族ノ後見ヲ受ケテ保護セラル、モノトス且自主人ニシテ
 其有スル權利ヲ使用シ得ル年齢ニ達シタリト雖トモ尙其權利ヲ使用
 スルニ當リ自己及家族ヲ害スルノ恐ナキニ非サルヲ以テ補佐人ヲ撰定
 シ其人ノ財産ヲ監督セシム故ニ後見人ト補佐人トハ其職務大ニ異ナ
 リトス學術上ノ語ヲ以テ云フトキハ後見人ハ身體上ニ關シ補佐人ハ
 財産上ニ關シ被保護者ヲ保護支配スルニ在リ要スルニ補佐人ハ唯金
 錢上ノ損失ヲ防ク爲メニ設クルモノニシテ能婚年齢ニ達スルモ二十
 五歳以下ノ人并ニ濫費者狂瘋者等ノ利益ヲ管督セシムル者トス

第四十四節

正系親族

アグナシカ
 (血縁親ニアラス羅馬固
 有法上ノ一親族ナリ)

一家長ノ權内ニアルモノハ其家長ノ權ニ服従スルノ緣因ニヨリテ相
 結合セラル、モノナリ此緣因ヲ稱シテ正系親族ト云フ而シテ斯ノ如
 ク相互ニ結合スル各家族員ハ相互ニ親族者ニシテ假令家長死没スル

宗族者親
族者及姻
族者

モ尙ホ親族ノ縁因存在ス而シテ家族員中其家族ノ死ニ因テ自主人タルモノハ即チ新家族ノ首領トナルト雖モ尙ホ家族放解散養子又ハ女子ノ場合ニ於テハ婚姻ニ依テ該家族チ脱却スルコアラサル以上ハ各人相互ニ親族者タルナリ之レヲ要スルニ原家長若シ久シク其生命ヲ保チシトキ相互ニ親族者タルヘキモノハ其家長ノ死後幾多ノ星霜ヲ經過スルト雖モ尙ホ親族者タルナリ故ニ斯點ヨリ見ルトキハ夥多ノ家族ト雖モ互ニ其宗祖チ同シクスルカ爲メニ互ヒニ親族者タルノ縁因チ有スルヲ以テ又一家族チ組織セシナリ何トナレハ即チ此等數多ノ家族員ハ既ニ死去セシ家長ノ家族ノ枝葉末派ナレハナリ

第四十五節 ゼンチーアグナダイ 宗族者親族者及姻族者

古代ノ貴族バトリシアンハ親族ノ一範圍アグナダイノ外又宗族ゼンスノ一範圍チ有セリ而シテ此宗族ノ關係ハ單ニ血縁ニ依リテ關係アルモノヨリモ一層親密ナル者ト

ス故ニ若シ一貴族親族者ナク又遺囑ナクシテ死去スルトキハ宗族タル人即チ宗族者其相續人トナレリ去レハ宗族者ハ自然ノ親族即チ血族者ト正系親族者トノ範圍ノ中間ニ位スルモノナリ而シテ平民ハ平民宗族ニ屬セサルトキ及貴族ハ宗族ノ組織消滅シタル時代ニ於テ血縁ノ關係ハ正系親族ノ關係ノ次ニ位スルモノト認定シタルナリ凡テ血縁ノ縁因ニ依リテ結合セラル、モノハ之ヲ血族親ト稱ス顧フニ晚世羅馬法制ノ傾向ハ血族親ニ漸次重大ナル價格ヲ與ヘ以テ家族關係ノ自然組織ヲシテ人爲組織ニ易ハラシメントスルニ在リ而シテ配偶者雙方ノ血族親ハ其相互ノ間ニ於テ姻族ト稱スル關係ヲ有スル者ナリ

婦ノ地位

第四十六節 婦ノ地位

吾人ハ婦タルモノハ恰モ常ニ其夫ノ權内ニアルカ如ク論セリ是レ蓋

ヘシ故ニ前例ハ第一法ア、ア、ア式ニシテ正確ナリ斯ノ如キチ破棄式ト
ス斯ク云ハヌシテ假リニ

第一 天氣晴ルレハ日ハ暄カナリ

第二 今日ハ天氣晴レス

第三 今日ハ暄カナラス

ト爲ストキハ其論ノ不適當ナルコト敢テ言フ歟タサルナリ何トナレ
ハ日ノ暄カナラサルコトハ必スシモ天氣ノ晴レサルヲ要セサレハナ
リ之レヲ尋常論式ニ改ムレハ

第一 天氣晴媒語ルレハ暄カナリ

第二 今日ハ天氣晴媒語レス

第三 今日ハ暄カナラス

右ハア、エ、エノ論式ニシテ第一法論式ノ形ヲ成セリ之レヲ第二ニ於テ

「今日ハ天氣晴レタリ」第三ニ於テ「今日ハ暄カナリ」トセハ論式規則ニ合
フモノナリ

之レヲ要スルニ構成式ハ第一法式規則ニ又破棄式ハ第二法式規則ニ
從ハサル可カラス

在來述フル所ハ自作ノ實例ナルカ尋常談話中ニモ文章中ニモ此論式
ニ協フ議論甚タ多シトス今古詩ニテ此式ニ相當スルモノヲ舉クレハ
蘭陵美酒鬱金香玉椀盛來琥珀光但使主人能醉客不知何處是他郷トア
ルカ如キ其例ナリ之レヲ正式ト爲サンニハ先ツ詩ノ意味ヲ正當ニ解
釋セサル可カラス正當ニ解釋セハ左ノ論ヲ得ヘシ

第一 但使主人能醉客不知何處是他郷

第二 蘭陵美酒鬱金香玉椀盛來琥珀光(即主人能醉客)

第三 (故ニ)客不知何處是他郷

駢顯論式

Disjunctive Syllogism.

斯ノ如キハ顯限ノ構成式ナリ又破棄式ノ正文ヲ示サンニ古句ニ功名
富貴若長在漢水亦應西北流トアルハ顯限ノ略体ニシテ唯提綱ノミナ
リ蓋シ漢水ハ西北ニ流ル、河ニ非サルヲ以テ言外ニ功名富貴ノ長ニ
在ラサルヲ喻ヘタルモノナリ今之レヲ正式トナサハ

第一 功名富貴若長在漢水亦應西北流

第二 漢水不西北流

第三 (故ニ)功名富貴不長在

トナルヘシ是レ第二法ア、エ、エ式ニシテ確實ナリ

第二項 駢顯論式

駢顯論式ハ顯限ノ如ク駢顯命題ヲ三段ニ並ヘテ出來得ヘキモノニ非
ス其第一命題即チ提綱ハ必ス駢顯命題ニシテ其第二及ヒ第三ハ無限
命題ナルモノナリ駢顯論式ニハ通常第一種ト第二種トアリトスレト

モ實ハ唯一種スラ無キモノニシテ提綱ノ性質ニ由リテ二種ト爲ルニ過キス按スルニ駢顯命題ニハ二種類アリ例へハ

第一 [甲] [乙] ナルカ或ハ [丙] [丁] ナリ

トアル場合ニ於テ甲ハ乙ナルカ然ラサレハ丙ハ丁ナルカナリト云フノ二途ヨリ外ナキモノトナル可シ斯ノ如ク二途ニ限ル如キハ通常ニハ至テ稀ナルコトニテ無益ナルニ近ケレトモ又此種類ノ駢顯ハ全ク無キニモ非サルヲ以テ茲ニ講スルナリ例へハ甲ハ誤リナルカ若クハ丙ハ誤リナルカ甲丙孰レノ中ニカ誤ナルモノアレトモ今甲トモ丙トモ斷言シ能ハサル場合ノ如キハ前ノ式ニ當ルモノナリ然レトモ此ノ如キ場合ハ通常餘リ多カラサルコトニシテ大概ハ雙方誤レルカ又ハ雙方正シキコトナリ前ノ場合ニ於テハ甲ヲ取ル可キモノトセハ丙ヲ取ル可カラサルモノトセサル可カラズ而シテ丙ヲ取ル可キモノトセ

ハ甲ヲ取ル可カラサルモノトセサル可カラス是ヲ以テ

第二 [甲]ハ[乙]ナリ(或ハ丙ハ丁ナリ)

第三 (故ニ[丙]ハ[丁]ニ非ス(或ハ甲ハ乙ニ非ス)

ト之レヲ普通ニ第一種ト稱ス又

第一 [甲]ハ[乙]ナルカ若クハ[丙]ハ[丁]ナリ

トアル場合ニ於テ甲モ乙ナリ丙モ丁ナリト雙方正確ナリト認ムレハ
ヨシヤ特殊ノ場合ニ於テ甲ノ乙タラサルコトアルモ丙ノ丁タルコト
ハ依然トシテ動カサル可シ而シテ甲ノ乙タル場合ニ於テハ勿論丙モ
亦丁タル可シ今假リニ

第二 [甲]ハ[乙]ニ非ス

トシテ破リタルトキト雖モ尙ホ

第三 [丙]ハ[丁]ナリ

ト云フコトヲ得ヘシ斯クノ如キチ^ニ第二種トス故ニ第一種第二種ノ區
別ハ全ク提綱ノ性質ノ異ナルニ由ルヲ知ラル可キナリ勿論此場合ニ
於テ若シ甲ハ乙タルカ丙ハ丁タルカノ二途ニ限ルコト、セハ議論ハ
愚案ニ依レハ第一種トナル可シ唯副案ト斷案トヲ交替シタルノミナ
レハナリ次ニ適例ヲ擧ケン

第一種ノ場合

信長桶狭間ノ戰爭ニ出ツル時ニ熱田ノ社ニ占ハント欲シ乘馬シテ鳥
居ノ前ニ立チ鬪ヲ拔キシニ其社内ニテ甲冑ノ音シタリ信長之レヲ聞
キテ此度ノ戰爭ニ勝利ヲ得ルナリトテ喜ヒタリ或人曰ク之レハ宮司
ノ鳴シタルモノナラント今之レヲ論式ニ作ルトキハ

第一 熱田の神社にて甲冑の音せしは信長の命にて宮司の之れ

を爲せしう或は熱田の神の靈驗なり

第二 熱田の神社にて甲冑の音せしは信長密に宮司に命せし故なり

第三 (故に)熱田の神社にて甲冑の音せしは熱田の神の靈驗に非す

トナル可シ先ツ此ノ提綱ニ熱田の神社にて甲冑の音せしは[甲]ニシテ
信長之れを爲さしめしは[乙]ナリ又副案ニテ熱田ノ神社ニテ甲冑ノ音
セシハ神の靈驗ニ非ストセハ其音セシヤ信長ノ命ナルコト知ルヘキ
ナリ
第二種ノ場合
第一 學生の能く其業を修むるは喜ぶ可きことなり又其父兄の
能く之れを教訓するも亦喜ぶ可きことなり
第二 某學生は能く其業を修めする

第三 其父兄の能く之れを教訓するも尙ほ喜ふ可きことなり

此例ニ於テ副案ヲ學生は能く其業を修むトスルモ斷案ハ前同様ニテ何レニテモ推續ナリトス

駢顯論式第一種コテハ副案ヲ正定ニセハ斷案ハ否定トナリ斷案ヲ正定ニセンニハ副案ヲ否定ニセサル可カラス故ニ論式規則ヲ直チニ之レニ適用シ難キナリ然レトモ之レヲ顯限論式ニ直サハ論式規則ニ協フ可シ即チ提綱ヲ甲ニシテ乙ナラハ丙ハ丁ニ非ストカ若シ丙ニシテ丁ニ非サレハ甲ハ乙ナリトカニセハ宜シ第二種ニハ規則ヲ適用ス可キ道ナシ成學ノ諸君ハ雜糅推續法ヲ以テ之レヲ審案セラルヘキナリ此外述フ可キモノ多カレトモ皆困難ナルヲ以テ此ニ畧シ直チニ過誤ノコトニ移リ講セン

第五章 過誤

*Fallacies.
 ^Logical fallacies or in dictione.
 &Fallacia aequivocationis.

謎誤之過

以上講述セシ所ニテ論法ノ大体ヲ終レリ諸君ハ一通リ之レヲ知ラレ
 シモノトシテ是ヨリ論敵ノ爲メニ侮ラレサル様ニ勉メラレシニハ最
 モ心得ラル可キ注意アリ蓋シ論理ヲ破ル者ノ説ハ取ルニ足ラサレト
 モ確實ニ立論シ駁説セント欲スル諸君ハ亦以下ノ法則ヲ辨知セラレ
 サル可カラサレハナリ先ツ論理過誤ヨリ始ムヘシ

第一項 謎誤之過

是レハ言辭曖昧ニシテ如何様ニモ其意味ヲ取り得ルコトノ出來ルモ
 ノヲ云フ畢竟四語ノ誤又ハ媒語曖昧ニ歸スルモノナリ例之ハ

第一 四隣ノ安寧ヲ妨クル者ハ法律ヲ以テ罰ス可シ

第二 三絃ヲ學フ女兒ハ四隣ノ安寧ヲ妨ク

第三 (故ニ)三絃ヲ學フ女兒ハ法律ヲ以テ罰ス可シ

ト是レ誤ナルカ其ハ如何ナル故カト云フニ全体此四隣ノ安寧ト云フ

語ハ其意曖昧ニ屬セリ安寧ニモ種々ノ度アレハナリ

又

第一 守仁義者聖賢之徒

第二 盜賊亦有仁義

第三 [故ニ]盜賊亦是聖賢之徒

元來聖賢ト云ハル、人ハ如何ナル場所如何ナル時ニテモ仁義ヲ守ル
モノナリ盜賊ハ只其仁義ヲ有スルト云フノミニシテ未タ以テ常ニ之
レヲ守ル者トハ謂ハレサルナリ是レ守仁義トノ語ノ謎語ナル所以ナ
リ

第二項 謎句之過

古句ニやみの夜は、松原はうり月夜哉ト云フコトアリ一休月無キ夜ニ
松原許リ月夜ト云フハ何ニカ判カラス然レトモ句讀ノ切リ様ニテ判

Fallacia compositionis
et divisionis.

聚合及分
釋ノ過

ルノリ即チ「やみの夜は松原はのり」ナリト切リテ「月夜哉」ハ嗟乎月夜ナ
ル哉トノ歎賞ノ句トナサハ適當ナラム又東京俚俗ノ戯言ニ「今日は雨
の降る天氣でない」ト云フカ如キ今日ハ雨降ル故ニ天氣ナラストモ取
レ又雨ノ降ル様ナル天氣ナラストモ取ルコトヲ得皆是レ句ヲ猥リニ
用ルヨリ來ル過ナリ英國ハ法律ノ謎句ヲ以テ天下ヲ乱シタルコト
サヘアレハ句ノ用法ハ正サ、ル可カラス

第三項 聚合及分釋之過

聚合トハ始メニタ通りニ解釋シテ一ツト見做スモノナリ古例ニ

第一 二ト三ハ二箇ノ數ナリ

第二 二ト三ハ五ナリ

第三 「故ニ」五ハ二箇ノ數ナリ

是レハ式ノ如キモノナルカ此ノ過ノ實例ハ隨分アルコトナリ例ヘハ

第一 龍ノ口の勸工場は近傍の商人に於て其物品を賣らしむる

爲めに大なる利益を與へたり

第二 勸工場に物品を出すは東京の商人なり

第三 (故ニ)東京の商人は龍ノ口の勸工場を開く爲めに大利を得

たり

ト是レ不適當ナルコトナリ該勸工場内ノ商人ハ東京全府ノ商人ニア
ラス唯僅ニ其一部ノ人ノミ該勸工場ヲ開キタル爲メニ随分中ニハ損
耗スル商人モアル可シ是レ聚合ノ過ナリ分釋ノ過ハ之レニ反シ

第一 五ハ一箇ノ數ナリ

第二 三ト二トハ五ナリ

第三 (故ニ)三ト二トハ一箇ノ數ナリ

例之ハ

オースチン氏ノ政府ハ權利者タル能ハスト云ヘル疑問ニ關シ法學通論ニ其理由ヲ掲ケサリシハ其餘リ詳細ニ涉ルノ嫌アルト世上既ニオースチン法理學ノ翻譯書アルト且第三年級法理學ノ講義ニ讓ルヘキ材料ナルトノ三理由アルカ故ニ之ヲ省キタルナレトモ既ニ質問アル以上ハ大畧ヲ左ニ掲クヘシ

オースチン氏ノ所論ニヨレハ法律ハ政府(即チ主權者ノ意味ニ用ユ)ノ定ムルモノニシテ且百般ノ習慣ト雖モ其法律ノ効力ハ何故ニ之ヲ有セルヤト云ヘハ政府ノ威力認諾ニヨルモノナリ即チ之ヲ言換ユレハ法律ノ源ハ政府ニシテ政府ナケレハ法律ナク且法律ヲ制定スルモノハ何時ニテモ之ヲ取消スノ權力ヲ有スヘシ左レハ政府ハ法律ノ上ニアリテ法律ノ下ニアラス法律ノ外ニアリテ法律ノ内ニアラス能ク法ヲ制シ能ク法ヲ消ス法ノ上ニ超エ法ノ外ニ逸ス法律ノ羈絆ヲ受クルモ

ノニアラス故ニ法律上ノ義務ナキハ勿論ナルノミナラス權利ヲモ有セ
 カルナリ何トナレハ權利ハ法律ノ保護ニヨリテ成立ツモノナリ而シ
 テ政府ハ法律ノ保護ヲ受クルヲ要セサルモノナリ自カラ作ル法律ノ
 下ニ自カラ支配セラルトハ自家撞着ナレハナリ

問第五號 (同二十三頁)

權利ノ靜ナル語ノ解釋中「再言スレ權利ノ性質及分量ヲ云フナリ」トア
 リ權利ノ靜ナル語ハ權利ノ性質及分量ヲ指シタル語ナルコトハ明ナ
 レトモ其權利ノ性質及分量トハ果シテ如何ナルコトカ明示セラレサ
 ルヲ以テ了解スルヲ得ストイヘトモ義務ノ講義ニ至テ(四十五ページ)
 「爰ニ或ルーツノ義務アレハ其義務ハ右三種中如何ナル性質ノモノニ
 シテ其何レノ種類ニ屬スル者ナリヤ」云々トアリ而シテ右三種トハ即
 チ所爲ノ實際ノ結果ニ關スル義務所爲又ハ不爲ノ普通ノ結果ニ關ス

ル義務心底ニ關スル義務ノ三種ヲ指シタル者ナルカ故ニ此ヲ以テ之
ヲ推セス(權利ト義務トハ表裏ノ性質アル語ナルヲ以テ之ヲ反對ニ見
ルヲ云フ)權利ノ性質トハ所爲ノ實際ノ結果ニ關スル權利所爲又ハ不
爲ノ普通ノ結果ニ關スル權利心底ニ關スル權利ト云フカ如キモノヲ
指シテ權利ノ性質ト云フヤ又分量トハ右三種中何レカノ權利者カ其
義務者ニ對シ爲シ得ヘキ所爲又ハ爲サシメ得ヘキ所爲ノ範圍ノ輕重
廣狹ヲ指シタル者ナリヤ

右答案

權利ノ性質、及、分量トハ茲ニ一ツノ權利アレハ其權利ハ何カナルコト
ヲ爲シ又ハ爲サシメ得ルヤト云フコトヲ指示スルモノナリ例セハ財產
權ト云ヘハ何カナル權利カト云ヘハ處分權使用權収實權ヲ包含スル
モノニシテ収實權ト云ヘハ不動産ノ場合ナレハ若干動産ノ場合ナレ

ハ若干ト一々其利益又ハ不利益ノ個條ノ範圍ヲ示シ又財産權ト名譽權トノ區別如何等ノ問題ヲ知ルハ則チ權利ノ性質ヲ知ルト云フモノナリ又義務ノ性質ハ大ニ權利ノ性質ニ關係アルコトハ貴問中ニアルカ如シ

問第六號 (同三七頁)

然ルニ乙之ヲ引渡スコトヲ欲セス他ニ消耗シタル時ハ甲ハ乙ニ對シテ其代價并ニ損害ヲ要求スルノ權ヲ生スト論シ三十九ペーシニ至テハ第一ノ契約上ノ權利破ラレテ第二ノ損害要償ノ所權ヲ生ストアリ全シク第二等ノ權利即チ救濟權ニシテ前段ハ代價并ニ損害ト各區別シ后段ハ損害要償トノミアルハ如何ナル譯カ后段ノ損害要償トハ矢張り第一ノ目的ノ代價并ニ第一ノ目的ノ破ラレシ爲メニ生シタル費用即チ損害トチ包含シタル者ヲ指ス義ナリヤ

本質問ハ曩ニ已ニ清水和太郎氏ヨリ質問セラレシト同様ノ疑點ナラ
ント信ス然レトモ何故ニヤ答案ヲ附セラレス元來如此講義錄ノ文意
ハ通常人ナラハ解シ得サルコトナラント思ハル

右答案

見込ノ通り

問第七號 (同三十九頁)

但契約通り履行シ得ヘカラサル時ニハ損害要償ニ止ルコトハ英佛共
ニ同様ニシテ勿論ノ事ナリトアリ此但書ノ意ハ元來英法ニ於テハ損
害ヲ要求スルカ通常ナレトモ偶契約通りノ執行ヲ要求シ得ルノ變例
アリ故ニ英法ノ變例即チ契約通りノ執行ヲ要求セントスルモ之ヲ遂
クル能ハサル場合ト佛法ノ通常タル契約ノ履行ヲ促スモ之ヲ遂クル
能ハサル場合ニ至テハ只損害要償ニ止ルコトハ英佛共ニ同様ニシテ

勿論ノ事ナリト云フノ意ナランカ

本質問ノ如キハ已ニ清水和太郎氏ヨリ質問セラレシモ是又答案ヲ附

セラレス尙又生ハ同氏ト大ニ見解ヲ異ニスルヲ以テ愈不審ニ堪ヘス

右答案

見込ノ通り

問第八號 (同十六頁)

校外生 山崎迂太郎

宇内各國ノ法律ハ皆氏ノ解釋ニ合格セルモノニ非ラサルナリ實例ヲ

乞

右答案

宇内ノ各國ノ法律ハ皆オーストリアノ解釋ニ合格セストハ佛國伊國獨國

ノ如キ明文法アル國ニテモ一國ノ司法事務ヲ舉ケテ悉ク皆明文法而

已ニ依頼シテ處分シ得ヘキモノニアラス必、ス、ヤ、之、ヲ、補、フ、ニ、判、決、例、法、

理、習、慣、等、ヲ、以、テ、セ、サ、ル、ベ、カ、ラ、ズ、是、レ、争、フ、ベ、カ、ラ、サ、ル、勿、論、ノ、事、實、ナ、リ
而、シ、テ、此、判、例、ヤ、此、法、理、ヤ、習、慣、ヤ、主、權、者、ノ、命、令、即、チ、表、明、セ、ラ、レ、タ、ル、希
望、ヨ、リ、生、ス、ル、ニ、ア、ラ、ズ、條、例、布、告、成、典、コ、ソ、主、權、者、ノ、表、明、シ、タ、ル、希、望、ト
云、フ、ナ、得、ヘ、ケ、レ、其、他、ノ、法、理、習、慣、ハ、決、シ、テ、然、ラ、サ、ル、ナ、リ、而、シ、テ、英、佛、ノ、如
キ、法、律、ノ、發、達、シ、タ、ル、文、明、國、ス、ラ、未、ダ、萬、事、ヲ、網、羅、ス、ヘ、キ、成、典、ナ、シ、況、ン
ヤ、其、他、チ、ヤ、故、ニ、冒、頭、ニ、云、ヘ、ル、如、ク、論、斷、シ、タ、ル、ナ、リ

問第九號 (同十六頁)

政府ハ權利者タル能ハスト云ヘルハ理論上精確ナルコト、ス其原理
説明ヲ乞フ

右答案

第四號ノ答案ヲ見ヨ

問第十號 (同八十三頁)

校外生 清水和太郎

大ニ欲スル所ヲ爲シ少シク欲スル所ヲ止メントスルコトナリ
 大ニ欲スル所トハ前掲第一ノ場合ヲ指シ少シク欲スル所トハ第二ノ
 場合ヲ指シタルカ

右答案

見込ノ通りナリ

問第十一號 (同八十四頁)

右述ル所ノ知覺ナキ云々ヨリ一點ノ疑フヘキ所ナキモノトス
 知覺ナキ所爲ト非意ノ所爲ト雙方共ニ刑事上ノ制裁ナキコトハ理解
 セラレタレ共知覺ナキ所爲ニハ民事上ノ制裁ナク非意ノ所爲ニハ民
 事上ノ制裁アルコトニ就テハ未ダ理解セラレス再ヒ明文ヲ乞
 右答案

知覺ナキ所爲及非意ノ所爲ハ共ニ刑事上ノ責任ナキヲ原則トス然レトモ

英吉利法律學校規則拔抄

第七章 校外生規則

第一款 講義錄

第三十八條 通則 遠隔ノ地方ニ在リ又ハ
業務ノ爲メ參校シテ親シク講義ヲ聽ク能
ハサルモノ、便チ計リ校外生ノ制ヲ設ケ
本校講師講義ノ筆記ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ
第三十九條 種類 講義錄ハ第一級講義
錄第二級講義錄第三級講義錄ノ三種
トス但第三級講義錄ハ明治二十年九月
ヨリ之ヲ出版ス

第四十條 出版日 第一級講義錄ハ每土
曜日ニ發兌シ第二級講義錄ハ每水曜日
ニ之ヲ發兌ス

第四十一條 紙數 講義錄ハ都テ一冊ノ紙
數九十一ペーシヲ限リトス

第十二條 記載事件 講義錄ハ講義ヲ記載
スルノ外本校ノ記事及廣告類ヲ記載スル
モノトス

第二款 校外生入學在學規則

第四十三條 通則 何人ニ限ラス本規則ニ
從ヒ校外生タラント欲スルモノハ試験ヲ
要セス何時ニテモ入學ヲ許ス

第四十四條 教科及修業年限 教科及修業

年限ハ校內生ニ同シ
第四十五條 講義錄配付 校外生ニハ每週
一回英吉利法律講義錄ヲ配付スヘシ
第四十六條 證書 校外生ニシテ就學證書
又ハ卒業證書ヲ受ケント欲スルモノハ望
ニ依リ試験ノト之ヲ授與スヘシ
第四十七條 入學手續 校外生タラント欲
スルモノハ其氏名、族籍住所、年齡ヲ記シ
タル入學證ニ東修並一ヶ月分月謝ヲ添ヘ
申込ムヘシ
第四十八條 入學證

校外生入學雛形

私儀今般貴校へ入學御許可相成候上ハ
在學中御規則堅ク相守可申候仍テ證書
如斯候也

年月日 姓 名 印

宿所族籍

年齡

英吉利法律學校御中

第四十九條東修 校外生ハ東修金五拾錢

ヲ納ムヘシ

第五十條月謝 校外生ハ毎月翌月分ノ月

謝金七拾錢ヲ納ムヘシ

但前納セサルモノヘハ講義録ノ配付ヲ

見合スヘシ

第五十一條増金 將來印刷費遞送費等増

加スルトキハ豫メ通知シテ相當ノ増金ヲ

納メシムルコトアルヘシ

第五十二條月謝金不返付 既ニ受領シタ

ル月謝金ハ假令本人ノ都合ニヨリテ退學

スト雖之ヲ返付セズ

第五十三條住所通知 住所ヲ轉シ又ハ氏

名ヲ改稱スルモノハ速ニ本校講義録掛ヘ

通知スヘシ

第五十四條月謝金遲滯 月謝金不納ニケ

月以上ニ及フトキハ退校生ト見做スヘシ

故ニ再送本ヲ請フモノハ更ニ入學ノ手續

ヲ爲サシムヘシ

第五十五條月謝金送付手續 月謝金ヲ爲

替トシテ送致スルモノハ東京神田區錦町

二丁目二番地英吉利法律學校會計岡山兼

言ヘ宛東京神田郵便局ヘ向ケ振込ムヘシ

第五十六條同上 月謝金ハ郵便切手ヲ以

テ納付スルコトヲ禁ス

通運會社ニ托シ貨幣ヲ送致スルモノハ配

達料一錢ヲ拂込ムヘシ

第三款 校外生質問規則

第五十七條通則 本校々外生講義録ニ登

載スル諸課目ニ限り疑問アルトキハ通信

ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得但擬律擬判ノ問

ハ一切答案ヲ付セサルモノトス

第五十八條質問信書 質問信書ニハ講義

録ノ號數(合本ニ爲シタルタメ號數ノ見

出シ難キトキハ此限ニアラス)課目丁數

ヲ示シ疑問ノ要點ヲ明瞭ニ記載スヘシ

第五十九條答案 凡質問ハ質問委員ニ於

テ其難易ヲ判別シ主旨自ラ明瞭ナリト認

ムルモノ若クハ質問通信ノ文意了解シ難

キモノハ答案ヲ付セサルヘシ

第六十條問答記載 質問及答案ハ時々講

義録ノ紙尾ニ登錄スヘシ

第六十一條質問信書名宛 質問信書ハ本

校質問委員ニ宛テ郵送スヘシ

校質問委員ニ宛テ郵送スヘシ

校質問委員ニ宛テ郵送スヘシ

○第一科教課及受持講師姓名

第一學年
 一法學通論每週法學士山田喜之助
 一契約法全二時法學士土方寧
 一私犯法同上法學士奧田義人
 一親族法全一時法學士山田喜之助
 一日本刑法全上法學士岡山兼吉
 一代理法全上米國法律學士菊池武夫
 一動產委託法全上法學士元田肇
 一組合法全上法學士松野貞一郎
 一英語學全上菅沼達吉
 ●英國刑法全上法學士澁谷惺爾
 ●羅馬法同上法學士戶永寬人
 ●論理學全上法學士坪井九馬三
 ●判決例同上法學士植村俊平
 ○理財學同上駒井重格
 ○第二學年
 一賣買法每週法學士高橋捨六
 一不動產法同上法學士伊藤梯治
 一動產法同上法學士山田喜之助

一財產法同上増島六一郎
 一證據法同上岡村輝彦
 一會社法同上植村俊平
 一流通證書法同上土方寧
 一商船法同上高橋健三
 一治罪法同上松野貞一郎
 一訴訟法同上増島六一郎
 一民擬律擬判同上菊池武夫
 一判決例同上植村俊平
 一英語學同上菅沼達吉
 ●米國法律同上菅沼達吉
 ●民訴訟演習同上三阪繁人
 ●刑法理學同上工藤勝人
 ●成法理論同上奧田義人
 ●保險法同上高橋健三
 ●國際公法同上伊藤梯治
 ○第三學年
 一財產法同上増島六一郎
 一破產法同上中橋德五郎

一 訴訟 法同上ばりまごる 増島六一郎
 一 保險 法同上法學士 伊藤 悌治
 一 衡平 法同上法學士 戸水 寛人
 一 沿革法理學同上ばりまごる 増島六一郎
 一 法理學同上法學士 奥田 義人
 一 羅馬 法同上法科大學 戸水 寛人
 一 國際公法同上法科大學 植村 俊平
 一 國際私法同上法學士 山田喜之助
 一 判決 例同上法科大學 植村 俊平
 一 刑擬律擬判同上法學士 菊池 武夫
 一 英語 學 吉田直太郎
 一 憲 法同上法科大學 植村 俊平
 一 行政 法同上法學士 江木 衷
 一 米國法律同上米國法律學士 シドモール
 一 動産差押法 ばりまごる リツチフヒールド
 一 訴訟演習同上 三坂 繁人
 一 藤 則勝

○第二科教課及受持講師姓名

ブルーム氏 第一學年 英法註釋 每週一時 法學士 山田喜之助

マークビー氏 ●法律論 綱同上 法學士 馬場 愿治
 アンソン氏 ●契約 法同上 法學士 松野貞一郎
 スミス氏 ●契約 法同上 同 人
 アンダーヒル氏 ●私犯 法同上 米國法律學士 菊池 武夫
 アゲン氏 ●私犯 法同上 同 人
 ●私犯 法同上 同 人
 ●ストリー氏 ●代理 法同上 同 人
 ●ストリー氏 ●動産委託 法同上 法學士 元 田 肇
 ケント氏 ●親族 法同上 法學士 山田喜之助
 ●ホロック氏 ●組合 法同上 法學士 松野貞一郎
 ●スミス氏 ●訴訟 法同上 法學士 澁谷 慥爾
 ●ハリス氏 ●英國刑法 法同上 同 人
 ●スミス氏 ●商 法同上 法學士 伊藤 悌治
 ●テリー氏 ●法律原論 同上 法學士 藤田隆三郎
 ●セボン氏 ●法律原論 同上 法學士 澁谷 慥爾
 ●論 學 同上 文學士 坪井九馬三

法律撮要 豫約出版廣告

定價假綴壹圓二十錢豫約賣價全六十錢外ニ郵稅申受候

紙數凡ソ六百ペーシ一ペーシ十二行三拾字詰

此書ハ日本刑法治罪法佛國財産法契約法賣買法証據法時効法訴訟法及ロ佛國商事會社法ノ九科ニ就キ當今行ハル、判事登用代人公証人其他官私法律科ノ試験ヲ受クル者ノ便ヲ圖リ法理ニ關スル問題ヲ掲ケ之ニ答按ヲ附シタル者也凡ソ試験場屋中時間限リアリ巧遲ハ拙速ニ若カス然レ亦文意流暢事理明確ナルニアラサレハ有司チシテ刮目セシムルニ足ラス書中掲クル所ノ問題ハ試験ニ最モ適切ニシテ附スル所ノ答按ハ議論正確詳簡其宜シキヲ得タリ學者之ニ因テ摸範ヲ探ラハ場屋中按ニ對シテ毫チ舐リ慮リ捫スルノ憂ナキニ庶幾カラン本社此度之ヲ出版セントス有志ノ諸彦ハ四月廿日ヲ限リ豫約証據金四拾錢ヲ添へ御申込アランヲ請フ殘金ハ來ル五月十日ヲ以テ成版ノ期ト致候ニ付該期日迄ニ送金アラハ早速書籍御遞送可仕候

東京神田區裏神保町一番地

明治二十年三月三十日

民刑擬律錄發兌所

浩益社

萬國法律週報廣告

第拾六號出版

○第拾七號近日出版○目次●デビス氏ノ
 演說(法學士増嶋六一郎君口譯)●不
 實ノ陳述ハ要償ノ責任アリヤ(校友畔上
 啓策君)●民事擬判問題(米國法律學士
 菊池武夫君)●抵當貸金 東京控訴院判決
 (原告岡山兼吉君、被告高梨哲四郎君)
 ●堀出物ニ付テノ問并答(西澤弘道君)
 ●攻法會討論筆記撮要●週報三件
 ○萬國法律週報ハ總テ本店ニ於テ賣捌申
 候○萬國法律週報ハ前金ニ非サレハ送附
 セス○萬國法律週報代金ハ内神田郵便局
 へ向ケ本店宛ニテ御送附願上候

東京神田佐柄木町廿一番地

東海堂

○正 誤

一年級第二十四號講義錄刑法丁數ノ儀
 「四十二」ノ次ニ「三十三」ト附セシハ「四
 十三」「三十四」ハ「四十四」「三十五」ハ「四
 十五」「三十六」ハ「四十六」ノ誤ナリ刑法二
 十七頁一行ニ礙ハ礙ノ誤ナリ

同二拾七號質問四十五頁八行目「要セス」
 ハ「要ス」ノ誤、同四十六頁六行目「意ナリ」
 ト云フ下ニ「故ニ世間ニ對シテハ組合員
 トシテ總テノ責任ヲ負フ可キナリ」ノ文
 字ヲ加フ可シ

明治廿年四月二日

(定價金貳拾錢)

持主 增島六一郎
 印刷人 大谷木備一郎
 編輯人 澁谷慥爾
 發行所 東京神田區錦町貳丁目貳番地
 英吉利法律學校